

平成 24 年度

行政監査結果報告書

(「浜田市連結財務書類 4 表」等の監査)

浜田市監査委員

平成 25 年 5 月

目 次

第1 審査の種類	1
第2 審査のテーマ（対象）	1
第3 審査の期間	1
第4 審査の方法	1
第5 審査の目的及び着眼点	1
第6 監査の結果	2
第7 監査事項及び監査の状況（概要）について	2
1 連結の範囲について	2
(1) 公営事業会計	2
(2) 地方三公社	2
(3) 一部事務組合・広域連合	2
(4) 第三セクター等	2
2 法定決算書及び個別財務諸表について	3
(1) 普通会計財務書類4表について	3
3 公営事業会計について（公営企業会計：法適用）	21
(1) 水道事業会計	21
(2) 工業用水道事業会計	23
4 公営事業会計について（公営企業会計：法非適用）	25
(1) 簡易水道事業特別会計	25
(2) 公共下水道事業特別会計	26
(3) 農業集落排水事業特別会計	28
(4) 漁業集落排水事業特別会計	29
(5) 生活排水処理事業特別会計	30
(6) 個別排水処理事業特別会計	31
(7) 駐車場事業特別会計	31
(8) 公設水産物仲買売場特別会計	32
(9) 国民宿舎事業特別会計	33
5 公営企業会計以外の公営事業会計	34
(1) 国民健康保険特別会計（事業勘定）	34
(2) 国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）	35
(3) 老人保健医療事業特別会計	36
(4) 後期高齢者医療特別会計	36

6	地方三公社について	37
	(1) 浜田市土地開発公社	37
7	一部事務組合及び広域連合について	39
	(1) 浜田地区広域行政組合(一般会計)	39
	(2) 浜田地区広域行政組合(介護保険特別会計)	40
	(3) 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合	42
	(4) 島根県市町村総合事務組合	42
	(5) 島根県後期高齢者医療広域連合(普通会計及び保険事業会計)	42
8	第三セクター等について	43
	(1) 財団法人 浜田市教育文化振興事業団	43
	(2) 株式会社 かなぎ(かなぎウエスタンライディングパーク)	44
	(3) 有限会社 ゆうひパーク三隅	45
	(4) 財団法人 浜田市都市環境整備公社(竹迫墓地、笠柄墓地の管理)	45
	(5) 財団法人 ふるさと弥栄振興公社(ふるさと体験村)	46
9	連結財務書類4表全般におけるその他確認事項 及び法定決算書等の連結修正処理について	47
10	連結会計の単純合算及び内部取引の相殺消去について	48
	(1) 相殺消去の処理について	48
11	連結財務書類4表の今後の活用と分析等について	51
	(1) 連結財務書類4表の主な作成意義	52
	(2) 平成22年度連結財務書類4表の主な状況	53
	(関係条文等)	56

(注釈)

- 1 文中の金額は、千円単位等で表示している表中の金額については、単位未満の端数を調整した。そのため、差引金額が一致しない場合がある。
- 2 文中及び各表中の比率は、小数点第2位又は第3位を四捨五入し小数点第1位又は第2位まで表示した(一部を除く)。そのため、比率合計と内訳との計が一致しない場合がある。
- 3 各表又は文中の符号の用法で「 $-$ 」はマイナスのものである。

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項による行政監査

第 2 監査のテーマ（対象）

当該監査の対象は、平成 22 年度決算における「浜田市連結財務書類 4 表」及びその作成の基礎となる連結対象会計における法定決算書及び個別決算書である。

第 3 監査の期間 平成 24 年 9 月 26 日から平成 25 年 3 月 1 日まで

第 4 監査の方法

全てを網羅せず、一部を抽出する試査により監査を実施した。

第 5 監査の目的及び着眼点

先ず、作成書類が、総務省の作成要領等により、適正に作成されているかを検証することを目的に監査を実施した。

そして、地方自治法第 2 条第 14 項の「最小の経費で最大の効果を挙げること」、つまり、行政経営（財政運営及び行財政改革、事業執行等）において、経済性・効率性・有効性が確保されているかという観点から、今後の行政経営を推進する上で重要なツールとなる「連結財務書類 4 表」が有効活用されるか監査した。

具体的には、以下の目的・着眼点により監査を実施した。

連結財務書類 4 表及び個別決算書等の信頼性を確保することによって、官庁会計による歳入歳出決算書等のみでは把握しきれない、連結ストックベースでの浜田市全体での真の財政状態及び経営成績を明らかにする。

市民の税金等によって形成された資産の計上額や発生主義によるトータルコスト等の状況を正確に把握する。

市民や議会及び取引先、債権者等の外部の利害関係者へ、より明瞭な財政状態及び経営成績の情報を提供する。

最小の経費で最大の効果を挙げるため、今後の財政運営や行財政改革のさらなる推進に向けて、連結財務書類 4 表を行政経営（内部マネジメント）へ有効活用できるようにする。

企業会計による発生主義、複式簿記の手法を導入することにより、従来の枠組みでは十分に取り入れられなかった職員の「経営感覚」を醸成し、市民サービス（効果的な事業執行等）へ還元する。

（参考）連結財務諸表原則、第一 連結財務諸表の目的から抜粋

第二 一般原則

- 一 連結財務諸表は、企業集団の財政状態及び経営成績に関して真実な報告を提供するものでなければならない。（注解 1）
- 二 連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として作成しなければならない。（注解 2）
- 三 連結財務諸表は、企業集団の状況に関する判断を誤らせないよう、利害関係者に対し必要な財務情報を明瞭に表示するものでなければならない。（注解 1）
- 四 連結財務諸表作成のために採用した基準及び手続は、每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

第6 監査の結果

平成22年度の連結財務書類4表については、普通会計において債権の計上を中心に精度向上が見受けられる。

なお、公営企業会計、公営事業会計においては、各会計の所管課に財務書類への数値入力を依頼しており、会計によって回収不能見込額の計上や未収金・長期延滞債権の計上方法に対する考え方に差異があるため、未だ精度向上の余地があると思われる。また、平成22年度において、初めて退職手当組合への積立不足が解消し、積立残高がプラスに転じたことから、退職手当等引当金繰入等の計上において混乱による誤計上が見受けられる。その他、個別決算書の連結修正についても、一部改善の余地がある。

総務省方式改定モデルに則って財務書類を作成する場合は、固定資産台帳の整備や複式簿記の考え方の導入について段階的な推進が求められているため、計画的かつ段階的な精度向上に努められたい。

第7 監査事項及び監査の状況（概要）について

1 連結の範囲について

まず、連結財務書類4表を作成する上で、連結対象に含まれる会計、団体・法人の決定が妥当か確認した。その結果、以下の会計、団体・法人が適正に連結対象団体に含まれていることを確認した。

(1) 公営事業会計

公営企業会計（法適用） 水道事業会計、工業用水道事業会計、（法非適用）簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計、個別排水処理事業特別会計、駐車場事業特別会計、公設水産物仲買売場特別会計、国民宿舎事業特別会計
公営企業会計以外の公営事業会計 国民健康保険特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療特別会計

(2) 地方三公社

浜田市土地開発公社

(3) 一部事務組合・広域連合

浜田地区広域行政組合、浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合、島根県市町村総合事務組合、島根県後期高齢者医療広域連合

(4) 第三セクター等

（株）かなぎ（かなぎウエスタンライディングパーク）、（有）ゆうひパーク三隅、（財）浜田市教育文化振興事業団（石央文化ホール、世界こども美術館、ラ・ペアーレ浜田、サン・ピレッジ浜田、石正美術館、アクアみすみ、三隅中央公園、田の浦公園運動施設、岡見スポーツセンター、三隅中央会館）、（財）ふるさと弥栄振興公社（ふるさと体験村）、（財）浜田市都市環境整備公社

特に、第三セクター等について連結範囲を確認した。出資比率50%以上の法人は基本的に連結対象とする。

出資比率25%以上50%未満の法人のうち、法人の業務運営に対して実質的に指導的な立場を確保している場合には連結対象とする。

「社団法人 浜田漁港排水浄化管理センター」については、昨年度も指摘しているが市の出資比率が48.6%で、理事長及び理事に市職員が就任しているため、実質的には連結対象に含める必要がないか確認を要する。

また、一部事務組合、広域連合については、各加入団体の規約等に基づく経費負担割合による比例連結とする。これについては、個別財務書類の項目で記載する。

2 法定決算書及び個別決算書について

連結財務書類 4 表作成の基礎となる法定決算書及び個別決算書が正しく作成されているか、法定決算書の読替等が適正になされているか監査した。

(1) 普通会計財務書類 4 表について

ア 貸借対照表について

(単位：千円)

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1 公共資産		1 固定負債	
(1)有形固定資産		(1)地方債	46,076,960
生活インフラ・国土保全	66,397,968	(2)長期未払金	
教育	33,388,445	物件の購入等	0
福祉	4,980,738	債務保証又は損失補償	0
環境衛生	3,953,948	その他	0
産業振興	24,458,953	長期未払金計	0
消防	2,358,208	(3)退職手当引当金	5,953,822
総務	17,971,764	(4)損失補償等引当金	0
有形固定資産計	153,510,024	固定負債合計	52,030,782
(2)売却可能資産	249,212		
公共資産合計	153,759,236	2 流動負債	
		(1)翌年度償還予定地方債	4,397,472
2 投資等		(2)短期借入金(翌年度繰上充用金)	0
(1)投資及び出資金		(3)未払金	0
投資及び出資金	4,665,017	(4)翌年度支払予定退職手当	0
投資損失引当金	249,230	(5)賞与引当金	291,919
投資及び出資金計	4,415,787	流動負債合計	4,689,391
(2)貸付金	905,979		
(3)基金等		負債合計	56,720,173
退職手当目的金	0		
その他特定目的基金	5,436,954	【純資産の部】	
土地開発基金	1,341,731		
その他定額運用基金	0		
退職手当組合積立金	100,804		
基金等計	6,879,489		
(4)長期延滞債権	375,504		
(5)回収不能見込額	101,460		
投資等合計	12,475,299	純資産合計	114,121,707
3 流動資産		負債・純資産合計	170,841,880
(1)現金預金			
財政調整基金	2,807,221		
減債基金	1,263,571		
歳計現金	514,267		
現金預金計	4,585,059		
(2)未収金			
地方税	19,152		
その他	8,258		
回収不能見込額	5,124		
未収金計	22,286		
流動資産合計	4,607,345		
資産合計	170,841,880		

資産の大半を占める「公共資産」全体では、153,759,236千円(前年度比339,976千円・0.2%の増加)が計上されている。前年度末公共資産計上額153,419,260千円に、固定資産集計表の当年度純増加額5,901,032千円と売却可能資産増加額8,685千円を加算し、当年度減価償却発生額5,552,371千円を減算した153,759,236千円と一致していることを確認した。

なお、内訳について以下のとおり確認した。

(ア)有形固定資産の計上について

有形固定資産明細表、有形固定資産減価償却計算表、有形固定資産増加額集計表等により資産計上額を確認した。

生活インフラ・国土保全から総務までの各区分毎の資産計上が合っているか、21年度末

残高に年度別有形固定資産集計表のうち、当年度自団体の資産計上となるものの額（下表（B）の額）及び有形固定資産減価償却計算表の当年度償却額（下表（C）の額）を加減し、計上が合っているか確認した。

下表のとおり誤りがないことを確認した。

なお、年度別有形固定資産集計表は有形固定資産増加額集計表及び減少額集計表で調製後の数値が計上されており、増加額集計表に計上されるのは、決算統計普通建設事業費（補助事業費、単独事業費）の数値である。

（単位：千円）

	(A)21年度末残高	(B)22年度資産 純増加額	(C)22年度 償却発生額	(D)22年度末残高 (A)+(B)-(C)	(E)4表公表 数値	(F)差異 (D)-(E)
1 公共資産						
(1)有形固定資産	153,161,363	5,901,032	5,552,371	153,510,024	153,510,024	
生活インフラ・国土保全	66,469,052	1,956,878	2,027,962	66,397,968	66,397,968	0
教育	32,835,523	1,325,956	773,034	33,388,445	33,388,445	0
福祉	5,272,649	78,547	370,458	4,980,738	4,980,738	0
環境衛生	2,734,140	1,390,783	170,975	3,953,948	3,953,948	0
産業振興	25,253,998	665,137	1,460,182	24,458,953	24,458,953	0
消防	2,290,184	182,523	114,499	2,358,208	2,358,208	0
総務	18,305,817	301,208	635,261	17,971,764	17,971,764	0
(2)売却可能資産	257,897	8,685	0	249,212	249,212	0
(1)+(2)公共資産合計	153,419,260	5,892,347	5,552,371	153,759,236	153,759,236	0

減価償却については各区分の償却年数を用い、残存価格ゼロの定額法で、取得の翌年度から減価償却が行われていることを確認した。

有形固定資産の合計額は、償却資産の帳簿価額 120,970,268 千円に、土地の 32,539,756 千円（償却の必要なし）を加えた 153,510,024 千円（前年度比 348,661 千円の増加）が計上されることを確認した。

有形固定資産の増加要因は、長浜小学校改築事業 10.5 億円によるものである。

償却資産の取得価額は、合計で 237,483,356 千円が計上されている。

減価償却については、残存価額ゼロの定額法により実施される。耐用年数は、総務費は庁舎 50 年・その他 25 年、民生費は保育所 30 年・その他 25 年、衛生費、労働費、商工費は 25 年、農林水産業費は林道 48 年・造林 25 年等、土木費は道路 48 年・橋梁 60 年・公園 40 年・住宅 40 年、消防費は庁舎 50 年・その他 10 年、教育費は 50 年等により償却されている。

その結果、当年度償却額は 5,552,371 千円、減価償却累計額は 116,513,088 千円となり、償却資産の帳簿価額として 120,970,268 千円が計上されている。

普通建設事業費から事業費支弁人件費 108,107 千円（補助事業費 5,370 千円、単独事業費 102,737 千円）が有形固定資産減少額集計表において適正に控除されている。また、売却可能資産の振替（岡見住宅団地 180,571 千円及び重富住宅団地分 14,890 千円）も、各資産の取得年度の有形固定資産減少額集計表に計上されている。

なお、総務省方式改訂モデルでは、原則、不動産鑑定評価額等の再調達価額（時価）により資産計上するものであるが、当面は、容認規定として、取得原価を基礎として算定した価額により算出することが認められている。

但し、改訂モデルによる決算統計（昭和 44 年度から作成）を活用した普通建設事業費の積み上げによる資産計上によれば、資産の実態価額と乖離していると推察される。

特に、昭和 43 年度以前（決算統計作成以前）に取得した資産は計上されないことには留意が必要である。昭和 43 年度以前に取得した資産は、耐用年数が経過しており、資産計上額は抑制されると推測されるが、更新費用（目安の減価償却累計額）は多額になっていると推測される。主な施設等について、注記に記載するなど更新需要を適正に把握するよう努められたい。

また、今後、現行の官庁会計システムから発生主義・複式簿記による新公会計システムへ転換することが要請されており、その一環として資産台帳の整備を行うなど実態に合った資産価額（時価による公正価額）の計上に努める必要がある。

(イ) 資産の除売却に係る会計処理について

有形固定資産から控除されているのは、算定方法による支弁人件費分と売却可能資産振替分（岡見住宅団地 180,571 千円及び重富住宅団地分 14,890 千円）である。

また、実際には、既に資産実態がなく除却処理をすべきものが発生していると推測される。段階的に、資産実物との照合等により、除却すべき資産の減額処理をし、実態に合わせた資産計上に取り組むよう所管課の協力を求める必要がある。

(ウ) 売却可能資産について

売却可能資産として、下記の表のとおり 249,212 千円（前年比 8,685 千円・3.4%の減少）が計上されている。

減少した要因は、岡見住宅団地 1 区画の売却による資産 5,549 千円の減、旭の旧中学校寄宿舎 3,136 千円の売却による減である。

なお、行政コスト計算書でも後述するが、売却収入に対し、売却原価の計上が過少である。資産売却に先立ち、売却可能資産への振替が適正に行われなければ正確な収益計算ができない。

行政財産から普通財産への所管換えが行われた際には、売却可能資産に計上すべき物件がないか、個別に判断されたい。

普通会計における売却可能資産の計上状況

売却可能資産 内訳	地目	面積 (㎡)	単価 (円/㎡)	取得 年度	売却可能 価額(千円)	取得金額 (千円)	評価差額 (千円)
晴海台住宅団地（三隅町）	宅地	270	16,300	H3 年度	4,401	0	4,401
岡見住宅団地（三隅町）	宅地	9,373	19,266	H5 年度	180,580	175,188	5,392
重富住宅団地（旭 町）	宅地	1,489	10,000	H3 年度	14,890	14,890	0
旧愛宕寮跡地	宅地	1,035	11,190	S25 年度	11,582	0	11,582
旧浜田家政高等専修学校跡地	宅地	1,053	32,953	H19 年度	34,700	0	34,700
元海上保安庁宿舎	宅地	161	19,000	S29 年度	3,059	0	3,059
合 計		-	-	-	249,212	190,078	59,134

売却可能資産の評価方法については、路線価、地価公示価格、固定資産税評価額等の調整等の手法から適正な評価方法を適用することとなっている。

売却可能資産は、毎年度評価替えを行っている。併せて、評価差額が発生した場合は、計上する必要がある。

内訳として、「晴海台住宅団地」については、売却可能価額と取得価格との差の 4,401 千円が評価差額として計上されている。特別会計からの移管のため取得額 0 円となっており、その差額が評価差額として計上されている。

単価の算出は、分譲価格 16,300 円/㎡によっている。分譲面積当たりの造成費単価 24,234 円/㎡に対し、定住施策の一環で販売時の基準単価坪 50,000 円（15,151 円/㎡）を基に設定している。しかし、昨年度も指摘しているように、今後、鑑定評価などにより資産の実態を反映した価額による計上について検討を要する。

また、昨年度も指摘しているように販売するために保有している不動産は、本来の企業会計上、棚卸資産（販売用不動産）として流動資産に計上するものであるため、連結修正等により資産振替を行う必要がないか確認されたい。

なお、販売用不動産に計上した場合の評価は、取得価額と時価（販売経費見込額控除後）のいずれか低い価額を計上する低価法によることになる。

「岡見住宅団地」についても、売却可能価額の単価の算出は、分譲価格によっている。なお、

取得価格 175,188 千円が計上され、評価差額 5,392 千円が発生している。取得価格は造成価格からの面積按分により把握されたものである。

「重富住宅団地」については、取得価格不明のため売却可能価額と同額が計上されており、評価差額は計上されていない。

しかし、本来は総事業費（造成に要した経費等）を把握し、分譲面積で按分するなど合理的な算定方法により取得価額の計上に努める必要がある。

「旧愛宕寮跡地」、「旧浜田家政高等専修学校跡地」、「元海上保安庁宿舎」については、いずれも鑑定価格または鑑定意見価格によっている。

なお、取得価額は寄付によるものは 0 円としているが、取得価額が不明なものもあり、昭和 43 年以前に取得の物件は取得価額 0 円、昭和 44 年以降の取得物件は売却価額と同額が計上されている。

(エ) 投資及び出資金の評価について

投資及び出資金として 4,665,017 千円（前年度比 141,268 千円・2.9%の減少）、投資損失引当金として 249,230 千円、評価差額として 15,910 千円が計上されている。

評価額及び評価差額が適正に計上されているか監査した。

時価のあるものは、中国電力(株)株券と東京急行電鉄(株)株券である。

取得価額 6,420 千円に対し、平成 23 年 3 月末時点の時価評価額は 22,330 千円である。含み益 15,910 千円が発生しているため評価差額へ計上されている。なお、時価評価額が前年度の 26,627 千円から 4,297 千円下落しているため、時価が上昇している時期を見て、売却してはどうか検討を要する。

時価のないもののうち、連結対象団体に対するものとして、水道事業会計への未普及地域解消事業負担金 742,794 千円、工業用水道事業会計への出資金 174,815 千円、浜田市教育文化振興事業団への 100,000 千円、その他の合計 1,357,259 千円が計上されている。

投資及び出資額が減少している要因として、三隅町教育文化振興財団と浜田市教育文化振興事業団の合併により、三隅の財団への出損分 100,000 千円を、基本財産から運用財産に振り替えたため、出資額が同額減となっている。

また、浜田市水道部に対する出資額（未普及地域解消事業負担金）について、平成 21 年度の出資 48,087 千円を平成 22 年度で減額修正しているためである。

(実質価額の算定及び投資損失引当金の計上について)

上記の出資金等の期末の評価において、財政状態等の悪化により、実質価額が取得価額の 30%以上低下している場合は、取得価額から相当額を減額する必要がある。

(株)かなぎ（かなぎウエスタンライディングパーク）の出資金 274,250 千円について、実質価額が大幅に下落し回復する見込みがないため、投資損失 249,230 千円（90.9%下落）が計上されている。

なお、昨年度も指摘しているように、(株)かなぎの決算書における圧縮記帳や繰延資産未償却分について、連結修正する必要性について検討されたい。

浜田市土地開発公社への出資 5,000 千円は、実質価額 800,763 千円となっている。個別決算書上の繰越準備金等の資本合計を計上したものであるが、純資産に見合う資金等が確保されているわけではない。

(有)ゆうひパーク三隅への出資 3,400 千円は、前年度にも指摘しているとおり、純資産の実質価額 6,728 千円について圧縮記帳を行っているため、通常の償却を行ったものとして修正し、純資産額の見直しを要する。

連結対象団体以外に対するものについて、浜田地区ふるさと市町村振興基金への出資 664,368 千円、島根県西部山村振興財団への出資 125,000 千円、金城開発(株)への出資 100,000

千円、その他の合計 3,285,428 千円が計上されている。

その他 1,907,561 千円の中身は決算統計の積上げとの差額である。

連結対象外の団体においても経営状況等に対し注視が必要である。

金城開発㈱への出資 100,000 千円については、期末の実質価額が 81,497 千円で 18.5%となっている。

石央マリン開発㈱への出資 24,000 千円については、期末の実質価額が 23,891 千円で 0.5%となっている。

ゆうひパーク浜田㈱への出資 8,400 千円については、前年度までの投資損失計上額 46,402 千円、平成 22 年度帳簿価額 38,002 千円、個別決算書上は 113,953 千円の純資産額が計上されている（4 表上の実質価額は 15,953 千円）。しかし、同団体の事業報告によれば、平成 22 年度末で減価償却未実施累計額が 1 億 400 万円程度あり、実質的な純資産額は 900 万円にとどまるため、実態に合わせた計上に見直す必要がある。

㈱かくれの里ゆかりへの出資 2,000 千円について、前年度までの投資損失計上額 4,960 千円、平成 22 年度帳簿価額 2,960 千円となっており、投資損失は計上されていない。

しかし、所管課である旭支所産業課への聴取では、当初の出資額 10,000 千円を 8 割減資し、現出資額が 2,000 千円となったとのことである。団体の貸借対照表上債務超過となっていることから実質価格は 0 である。

なお、ゆうひパーク浜田㈱、㈱かくれの里ゆかりへの出資額については、財政課から平成 23 年度の財務書類作成において修正対応するとの回答を得た。

㈱浜田特産品センターへの出資 30,000 千円（出資比率 15%）については、平成 22 年度個別決算書で繰越損失が発生していないことを確認した。

石見空港ターミナルビル㈱への出資 14,000 千円（出資比率 2.9%）についても、平成 22 年度個別決算書で繰越損失が発生していないことを確認した。

(オ) 貸付金及び回収不能見込額について

債権のうち調定年度が到来していないものが、貸付金として 905,979 千円（前年度比 418,826 千円・86.0%の増加）が計上されている。対前年度比約 2 倍となっている。

法人に対しては、「㈱ゆうひパーク浜田」への企業再生資金の貸付 184,616 千円等、個人への貸付は、「青年農業者経営安定資金」、「農林業後継者育成奨学金」等が計上されている。主な増加要因は、「㈱ケイ・エフ・ジー」への貸付金（地域総合整備資金）220,000 千円の増、学校法人 同志舎への貸付金（地域総合整備資金）200,000 千円の増が発生したことによる。

貸付金に対する回収不能見込額として 101,460 千円（前年度比 25,185 千円の減少）が計上されている。個別評価及び貸倒実績率により計上されているとのことであるが、基本的には個別法により評価することが望ましいため、事務の効率性も勘案した上で、より実態に合った回収不能見込額を計上するよう努められたい。特に、債権の所管課により回収不能見込額の算定に関する考え方に差異があるため、財務書類作成担当課として統一的な考え方のもと算定できるよう、所管課に説明されたい。

なお、平成 24 年 9 月議会において、企業再生資金の返済期限の延長要望に対し、最終的には承認されている。

しかし、団体の決算状況を見る限り、資金繰りが厳しい状況が窺え、徒に返済期限を延期すれば回収不能に陥ることも考えられる。市当局としては保証人も設定しており必ず回収するとの姿勢を見せているが、団体の決算状況を正確に把握し、全額回収に努められたい。

また、地元の民間企業（「㈱ケイ・エフ・ジー」）への貸付金 399,000 千円や学校法人 同志舎への貸付金 200,000 千円についても、確実に返済されるか経営状況等を注視する必要がある。

(カ) 基金等について

合計 6,879,489 千円が計上（前年度比 1,410,921 千円・25.8%の増加）されている。

その他特定目的基金には 5,436,954 千円（前年度比 1,490,509 千円・37.8%の増加）が計上されており、当年度の基金の増加要因は同基金によるものである。内訳は、まちづくり振興基金 2,257,822 千円、地域振興基金 2,699,842 千円、その他基金 479,290 千円である。

土地開発基金には 1,341,731 千円が計上されている。基金の保有する売却可能資産の評価額は 397,437 千円となっており、当該土地に係る評価差額（評価益）164,665 千円が発生しており、同額が資産評価替えによる変動額として純資産の部に計上されている。

また、前年度末に計上されていたその他定額運用基金 121,928 千円が当年度末 0 円となっている。奨学基金を一本化したためである。

その他、前年度末残高 0 円であった退職手当組合積立金は当年度末 100,804 千円となっている。

当年度末退職手当給付債務約 59 億円に対し、ようやく 1 億円の備えが行われたということになり、あと約 58 億円は今後の備えが必要であることを意味している。

(キ) 現金預金について

流動資産に計上されている「現金預金」は、財政調整基金 2,807,221 千円（期末残高）と減債基金 1,263,571 千円、歳計現金 514,267 千円の合計 4,585,059 千円（前年度比 552,613 千円・13.7%の増加）が計上されている。

減債基金については、期末残高 923,571 千円に地方債の満期一括償還の財源に充てるための積立金 340,000 千円を加算している。

また、基金残高には、出納整理期間の増減を加減している。

(流動比率について)

なお、平成 22 年度末の流動資産合計額は 4,607,345 千円である。

一方、流動負債合計額は 4,689,391 千円となり、流動負債が流動資産を 82,046 千円上回っている。流動比率は 98.3%となり前年度の 85.5%よりは改善しているものの依然として 100%を下回っている。

流動負債の内訳は、地方債の翌年度償還額 4,397,472 千円と賞与引当金 291,919 千円、未払金 0 千円である。

(ク) 長期延滞債権、未収金及び回収不能見込額について

回収期限が到来後 1 年未満の未収金として、地方税 19,152 千円とその他債権分 8,258 千円が計上されている。

未収金に対する回収不能見込額 5,124 千円については、市税に対するものが 4,739 千円、その他未収金に対するものが 385 千円ある。個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税それぞれの回収不能実績率（不納欠損実績率）は平成 18～22 年度の 5 か年の実績率によっている。

その他未収金は診療報酬返還金 334 千円、ごみ処理手数料 51 千円である。診療報酬返還金については、回収実績率により回収不能額を算定しているとのことであり、本来の趣旨に沿った算定方法に見直すことを検討されたい。ごみ処理手数料 51 千円については業者の倒産により不納欠損実績が計上されたものである。

長期延滞債権としては調定後 1 年超の債権の合計 375,504 千円（前年度比 5,746 千円の減少）が計上されている。主な債権は、個人市民税 54,607 千円、法人市民税 8,562 千円、固定資産税 225,734 千円、公営住宅使用料 30,170 千円、保育料 34,023 千円等である。

長期延滞債権に対する回収不能見込額の合計 89,400 千円は、個別評価または貸倒実績率により計上されている。主な債権について算定が妥当か監査した。

現状では、個人市民税 54,607 千円に対して 13,434 千円、法人市民税 8,562 千円に対して 2,645 千円、固定資産税 225,734 千円に対して 57,928 千円、軽自動車税 1,836 千円に対し 485 千円の回収不能見込額が計上されている。

昨年度指摘した、個人市民税の長期延滞債権に係る回収不能見込額について、未収金部分の回収不能額も重複計上されていた点については、見直しが行われている。

長期延滞債権に対する回収不能見込額についても、未収金における算定と同様、平成 18～22 年度の 5 か年の不納欠損実績率によって算定されているが、一定額を超える債権については、個別評価が望ましい。

公営住宅使用料 30,170 千円に対する回収不能見込額は 4,434 千円であり、個別評価により不納欠損実績（2 人分）と同額が計上されているが、個別評価基準 1,000 千円を超える滞納者は他にも存在するとのことであり、平成 23 年度の計上に当たっては精査することである。

保育料 34,023 千円に対する見込額は過去 5 か年の不納欠損実績率 20.2%により 6,881 千円が計上されているが、昨年度も指摘しているように、今後、個別評価による見込額の算定も検討されたい。

負債の部

(ア) 地方債残高について

1 年基準により、固定負債と流動負債に区分して計上されている。

1 年未満償還分 4,397,472 千円が、「翌年度償還予定額」として流動負債に計上され、1 年超の償還分 46,076,960 千円が、「地方債」として固定負債に計上されている。

よって、地方債残高の合計は 50,474,432 千円（前年度比 1,603,829 千円・3.3%の増加）となる。臨時財政対策債や合併特例債、過疎対策事業債の発行増によるものであるが、あわせて地方債の繰上償還も行いながら起債残高の抑制に努めている。

地方債残高に対して、34,019,117 千円（主なものは過疎対策事業債、合併特例債、臨時財政対策債等に対する算入額）は、償還時に地方交付税の算定の基礎に含まれることが見込まれている。

(イ) 長期未払金及び未払金について

物件の購入等に係るものとして、昨年度末に計上されていた浜田市土地開発公社に対する 258,016 千円については、繰上返済実施により当年度末残高はない。

リース取引に該当するものについては、負債計上せず、普通会計の注記における「債務負担に関する情報」のその他の総額 2,002,594 千円の中に含めて記載しているとのことである。

但し、割賦払いによる購入と実質的に同等のリース取引は、リース料未払い額のうち元本相当額を長期未払金または未払金に計上することが必要であるため、今後も精査を要するとともに、注記に含める場合も個別記載の検討を要する。具体的には、自団体仕様のシステムのリース料等が該当する。

(ウ) 退職手当引当金及び賞与引当金について

退職手当引当金については、年度末発生額として、財政健全化法の将来負担比率の算定における、年度末に全職員が普通退職した場合の退職手当支給見込額である 5,953,822 千円（前年度比 10,690 千円・0.2%の増加）が計上される。

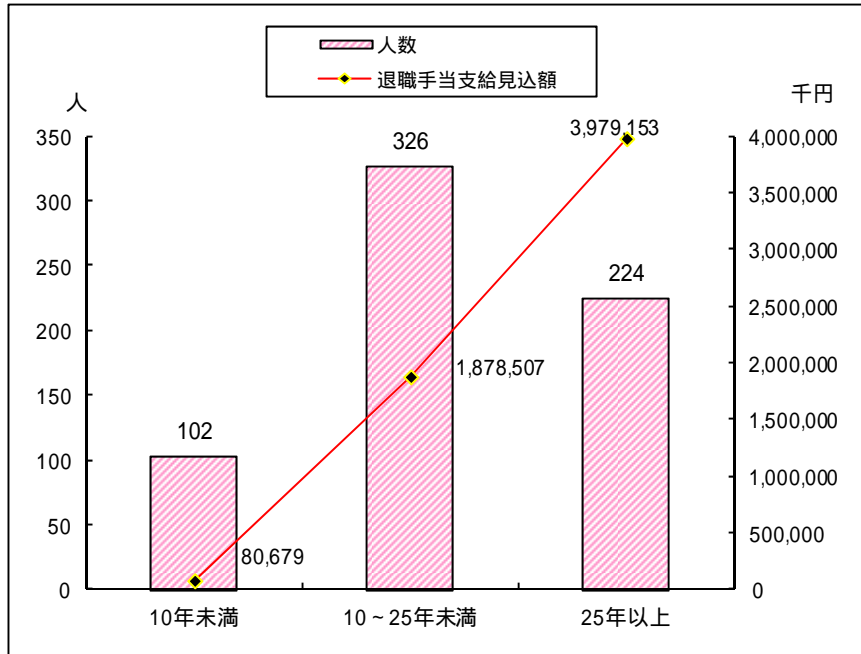
なお、前年度まで計上されていた組合等積立不足額については、当年度でプラスに転じたため計上されないことを確認した。また、浜田市全体の積立残高 111,971 千円を一般会計等対象職員数で按分した 100,804 千円は、退職手当引当金から控除せず、資産の部の投資等の基金等に退職手当組合積立金として適正に計上されている。

退職手当年度末要支給額（退職給付債務）の内訳（財政健全化法の将来負担比率から）

（単位：千円）

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	増減	増減率
一般職員に属する職員	5,588,978	5,601,835	5,830,612	5,938,339	107,727	1.8%
特別職員に属する職員	32,971	48,461	15,761	15,483	278	1.8%
組合等積立過不足額	183,662	211,504	96,759	-	96,759	皆減
合 計	5,805,611	5,861,800	5,943,132	5,953,822	10,690	0.2%

一般職員に属する職員に係る在職年数別の退職手当年度末要支給額（退職給付債務）



内訳としては、勤続 10 年未満の職員（102 人）の退職手当年度末要支給額（退職給付債務）は 1 人平均 791 千円、勤続 10 年～25 年未満の職員（326 人）は 1 人平均 5,762 千円、勤続 25 年以上の職員（224 人）は 1 人平均 17,764 千円となっている。

また、全職員数（一般職・特別職・平成 21 年度 659 人 平成 22 年度 652 人）は減少しているが、引当金は増加している。

浜田市は退職手当組合（島根県市町村総合事務組合）へ加入しているため、退職給与の支給に必要な資金をその都度準備する必要はなく、毎年度組合へ負担金を拠出している。

平成 22 年度末時点における浜田市の退職手当組合への積立額は、財政健全化法の将来負担比率における退職手当負担見込額算定ルール上は 111,971 千円となっているが、当年度期末要支給額は 59 億円余りにのぼっており、残り 58 億円に対する備えを行うためには長期間を要する。

なお、浜田市は普通会計、特別会計、公営企業別ではなく、全会計で 1 団体として加入しており、会計毎の積立額（負担金拠出額累計 - 給付に係る事務費 - 各会計に所属していた職員に対する給付済額 + 運用益）が把握できていない。

地方公営企業会計制度の見直しにより、平成 26 年度から義務化される退職手当引当金の計上について、今後の料金改定に正確に反映されるよう、積立額の把握に努める必要がある。

賞与引当金については、翌年度支払いが予定されている 6 月支給分のうち、期末に発生している 12 月～3 月の 4 か月分 291,919 千円が計上されていることを、提出資料により確認した。

純資産の部

(純資産変動計算書において記述する。)

イ 行政コスト計算書について

【経常行政コスト】

(単位:千円)

	総額	構成比率 (%)	生活インフラ・国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	議会	支払利息	回収不能見込計上額	その他
1 (1)人件費	5,162,106	17.3	452,477	837,896	529,718	317,782	522,307	795,390	1,504,221	202,315			0
(2)退職手当引当金繰入等	443,772	1.5	39,268	65,413	48,261	32,247	46,131	78,265	128,786	5,401			0
(3)賞与引当金繰入等	291,919	1.0	22,240	48,343	30,566	18,409	27,836	45,906	86,850	11,769			0
小計	5,897,797	19.8	513,985	951,652	608,545	368,438	596,274	919,561	1,719,857	219,485	0	0	0
2 (1)物件費	3,945,413	13.2	264,368	902,818	377,135	802,373	446,739	111,778	1,023,157	15,665			1,380
(2)維持補修費	393,549	1.3	231,174	34,337	3,058	13,288	93,541	3,129	15,022	0			0
(3)減価償却費	5,552,371	18.6	2,027,962	773,034	370,458	170,975	1,460,182	114,499	635,261	0			0
小計	9,891,333	33.2	2,523,504	1,710,189	750,651	986,636	2,000,462	229,406	1,673,440	15,665	0	0	1,380
3 (1)社会保障給付	5,466,854	18.4		69,682	5,292,466	104,706							0
(2)補助金等	3,447,937	11.6	13,521	235,340	299,023	949,268	1,496,812	24,568	426,456	2,949			0
(3)他会計等への支出額	3,292,028	11.1	217,914	0	2,314,921	520,926	237,968	299	0				0
(4)他会計等への公共資産整備補助金等	1,032,397	3.5	92,896	0	359,266	39,591	462,755	0	77,889				0
小計	13,239,216	44.4	324,331	305,022	8,265,676	1,614,491	2,197,535	24,867	504,345	2,949	0	0	0
4 (1)支払利息	766,429	2.6									766,429		0
(2)回収不能見込計上額	3,188	0.0										3,188	0
(3)その他行政コスト	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
小計	763,241	2.6	0	0	0	0	0	0	0	0	766,429	3,188	0
経常行政コスト a	29,791,587		3,361,821	2,966,863	9,624,872	2,969,565	4,794,271	1,173,833	3,897,642	238,099	766,429	3,188	1,380
(構成比率・%)			11.3	10.0	32.3	10.0	16.1	3.9	13.1	0.8	2.6	0.0	0.0

【経常収益】

一般財源
振替額

1 使用料・手数料 b	556,829		61,062	29,291	1,828	167,028	30,183	3,540	124,369	0	0		0	139,528
2 分担金・負担金・寄附金 c	1,419,532		7,306	9,510	430,269	0	19,807	94	941,721	0	0		0	10,825
経常収益合計 (b+c) d	1,976,361		68,368	38,801	432,097	167,028	49,990	3,634	1,066,090	0	0		0	150,353
d/a (%)	6.63		2.0	1.3	4.5	5.6	1.0	0.3	27.4	0.0	0.0		0.0	

〔差引〕純経常行政コスト a-d	27,815,226		3,293,453	2,928,062	9,192,775	2,802,537	4,744,281	1,170,199	2,831,552	238,099	766,429	3,188	1,380	150,353
------------------	-------------------	--	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	----------------	----------------	--------------	--------------	----------------

経常行政コスト

(ア) 人件費について

人件費 5,162,106 千円 (前年度比 1,343 千円・0.03%の減少) が計上されている。

当期人件費から、退職手当組合負担金 533,886 千円、前年度賞与引当金 301,195 千円が控除されている。退職手当組合負担金及び賞与引当金の目的別の控除額は、実際の支出額により適正に計上されている。

また、加算されている事業費支弁人件費 108,107 千円は、当該普通建設事業費に係る農林水産業費と土木費にそれぞれ配分されている。

(イ) 退職手当引当金繰入額及び賞与引当金繰入額について

当年度の退職給付債務は、一般職分と特別職分を合わせて 5,953,822 千円発生している。

前年度末の退職手当引当金 5,943,132 千円から当年度の組合への負担金拠出額 533,886 千円を減額し、当年度の引当金 5,953,822 千円から退職手当組合積立金 100,804 千円を控除した、5,853,018 千円との差額 443,772 千円が、繰入額として適正に計上されている。

賞与引当金繰入額として、翌年度 6 月支給分に対する当年度末までに発生した (12 月～3 月分) 額として、291,919 千円が適正に計上されている (提出資料による)。

退職手当引当金繰入等の目的別の配分額は職員給与費等により按分計上されている。賞与引当金繰入等の目的別の配分額は、人件費 (職員給与費・共済費等) により按分計上されている。

(ウ) 物件費について

平成 22 年度の決算額 3,945,413 千円 (前年度比 115,403 千円・2.8%の減少) が計上されている。

(実質的な人件費について)

なお、物件費の中には、賃金 278,685 千円が含まれている。定員適正化計画の着実な実行により正規職員数が減少しており、実質的には臨時職員等の活用によりその穴埋めを行っている現状を鑑みれば、実質的な人件費には、当該金額も合わせて考える必要がある(平成 21 年度: 258,407 千円、対前年度比 20,278 千円の増)。

(エ) 維持修繕費について

393,549 千円(前年度比 103,235 千円・20.8%の減少)が計上されている。

(修繕費と資本的支出の区分判定について)

固定資産に係る収益的支出(修繕費)と資本的支出(建設改良費)の区分については、個々の支出内容により明確に区分されているとのことである。

判定については、原則として、通常の維持管理のための費用又は原状回復のための費用か(修繕費)あるいは資産価値を向上させるもの又は耐用年数を延長するものか(資本的支出)といった性質による判定を行った上で、金額や修繕の周期などにも着目して、資産の実態に合わせて、費用計上あるいは資産計上することが望ましい。

なお、判定の目安として、法人税法に関する基本通達で修繕費として損金算入できる場合の具体的な例等が示されているので、参考にされたい。

(少額・短周期修繕費の損金算入)

1 件の修理、改良等のために要した費用の額が 20 万円未満の場合

その修理改修等が、概ね 3 年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情から見て明らかである場合

(形式基準による判定)

1 件の修理、改良のために要した費用のうち資本的収支であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合その金額が 60 万円未満の場合

修理、改良等に係る固定資産の前期末における取得価額の概ね 10%相当額以下の場合

(オ) 減価償却費の計上について

当年度の減価償却費 5,552,371 千円の計上は、残存価格ゼロの定額法で、取得の翌年度から適正な耐用年数を適用して実施されていることを確認した(一部抽出による)。

前述の貸借対照表の(ア)有形固定資産の計上において記載済。

(カ) 社会保障給付について

5,466,854 千円(前年度比 711,281 千円・15.0%の増加)が計上されている。

内訳は、民生費 5,292,466 千円、衛生費 104,706 千円、教育費 69,682 千円である。

民生費の主な増加要因はこども手当制度の創設と障害者介護給付事業費の増である。

(キ) 補助金等について

補助金等として 3,447,937 千円(前年度比 115,528 千円・3.5%の増加)が計上されている。

当年度発生額から、公営企業会計に対する補助金である水道事業会計への 114,100 千円(衛生費 112,703 千円、土木費 1,397 千円)及び工業用水道事業会計への 540 千円(商工費)が適正に控除されている。

また、公営企業会計に対する負担金である水道事業会計への 299 千円(消防費)が適正に控除されている。

(ク) 他会計等への支出金について

3,292,028 千円(前年度比 34,367 千円・1.1%の増加)が計上されている。公営企業会計(法適用)への繰出金も含まれる。

(ケ) 他団体への公共資産整備補助金等について

1,032,397千円(549,335千円・34.7%の減少)が計上されている。

普通建設事業費において、補助事業費のうち他団体の資産形成の財源となった606,429千円、単独事業のうち他団体の資産形成の財源となった9,189千円及び県営事業負担金284,976千円、国直轄事業負担金等131,803千円が計上されている。

平成21年度は浜田医療センター整備関連支援事業847,168千円が計上されていたことによる要因が大きい。

(コ) 支払利息について

地方債利子償還額760,128千円及び一時借入金利子2,318千円、債務負担行為履行額のうち利息相当額3,983千円(公社への返済分)の計766,429千円(前年度比43,831千円・5.4%の減少)が計上されている。繰上償還等による地方債の削減効果が現われているが、普通会計だけでも単年度で7.7億円の利子負担が発生しているため、今後も引き続き、地方債残高の抑制に努められたい。

(サ) 回収不能見込計上額について

3,188千円(戻入れの発生:前年度比18,123千円・121.3%の減少)が計上されている。

平成22年度末の回収不能見込額106,584千円から前年度末の回収不能見込額140,142千円を控除し、平成22年度の不納欠損額30,370千円を加えた金額が適正に計上されている。

なお、貸借対照表でも前述したが、回収不能見込額、見込計上額の計上について、今後も精査されたい。

経常収益

(ア) 使用料、手数料について

経常行政コストに係る受益者負担額として、使用料及び手数料556,829千円(前年度比40,939千円・7.9%の増加)が計上されている。当年度の使用料、手数料の決算額は500,168千円であり、一般財源振替額57,975千円が加算されている。

収入未済額の調整については、当年度収入未済額のうち使用料・手数料に係るもの35,402千円を加算し、前年度収入未済額のうち使用料・手数料に係るもの36,716千円が控除されている。不納欠損額のうち使用料・手数料に係るものは0円である。

しかし、発生主義によれば、収益計上額は平成22年度調定総額592,447千円から、前年度からの滞納繰越調定額36,716千円を控除した555,731千円とならないか確認を要する。

(イ) 分担金・負担金・寄附金について

分担金・負担金・寄附金として、1,419,532千円(前年度比894,748千円・70.5%の増加)が計上されている。増加要因は大口寄付930,000千円によるものである。

当年度の分担金・負担金・寄附金の決算額は1,409,596千円であり、一般財源振替額11,285千円(行政財産使用料や過年度分)が加算されている。

収入未済額の調整については、当年度収入未済額のうち分担金・負担金・寄附金に係るもの41,296千円及び不納欠損額のうち分担金・負担金・寄附金に係るもの174千円が加算され、前年度収入未済額のうち分担金・負担金・寄附金に係るもの42,819千円が控除されている。

しかし、「(ア)使用料、手数料について」で前述したように、当年度新たに調定した1,420,437千円(平成22年度調定総額1,463,256千円-前年度からの滞納繰越調定額42,819千円)が計上されないか確認を要する。

平成22年度の経常行政コスト29,791,587千円に対し、経常収益が1,976,361千円計上されており(受益者負担率6.6%)、差引き27,815,226千円(前年度比1,079,162千円・3.7%のコスト減)の純経常行政コストが発生している。

しかし、当年度の差引純経常行政コストの減要因は、大口寄附930,000千円の受け入れによ

るものであり、同額を考慮すれば実質的な受益者負担率は3.5%に止まることに留意する必要がある。

ウ 純資産変動計算書について

(単位：千円)

	純資産合計
期首純資産残高	112,828,316
純経常行政コスト	27,815,226
一般財源	
地方税	7,631,474
地方交付税	12,205,454
その他行政コスト充当財源	2,165,895
補助金等受入	7,382,635
臨時損益	
災害復旧事業費	101,848
公共資産所売却損益	39,140
投資損失	100,000
損失補償等引当金繰入額	0
資産評価替えによる変動額	63,458
無償受贈資産受入	0
その他	50,675
期末純資産残高	114,121,707

期末残高は114,121,707千円(前年度比1,293,391千円・1.1%の増加)となっている。

各純資産項目の変動について

(ア) 公共資産等整備国県補助金等について

期首残高は28,963,728千円で、補助金等受入額は1,068,795千円である。

科目振替として減価償却による財源振替が1,417,030千円で、期末残高は28,615,493千円(前年度比348,235千円の減少)が計上されている。

(イ) 公共資産等整備一般財源等について

期首残高102,046,186千円である。科目振替による増減は以下のとおりである。

公共資産整備への財源投入により1,735,895千円(その他一般財源等から)、公共資産処分による財源振替により8,518千円(その他一般財源へ)、貸付金・出資金等への財源投入により2,048,721千円(その他一般財源等から)、貸付金・出資金等の回収等による財源振替により1,037,633千円(その他一般財源へ)、減価償却による財源振替により4,135,341千円(その他一般財源等へ)、地方債償還等に伴う財源振替により3,435,952千円(その他一般財源等から)が計上されている。

また、その他の変動要因として、過年度分上水道事業出資金の減額修正等により48,998千円の減少となっている。

期末残高104,036,264千円(前年度比1,990,078千円の増加)が計上される。

(ウ) その他一般財源等について

期首残高18,484,931千円、当年度の純経常行政コストは27,815,226千円である。一般財源増加額として、地方税7,631,474千円、地方交付税12,205,454千円、その他行政コスト充当財源2,165,895千円(地方譲与税、諸収入等)、補助金等受入6,313,840千円が計上されている。臨時損益は災害復旧事業費101,848千円、公共資産除売却益39,140千円、投資損失100,000千円が計上される。

科目振替による増減は以下のとおりである。

公共資産整備への財源投入により 1,735,895 千円（公共資産等整備一般財源等へ）、公共資産処分による財源振替 8,684 千円（公共資産等整備一般財源等から）、貸付金・出資金等への財源投入により 2,048,721 千円（公共資産等整備一般財源等へ）、貸付金・出資金等の回収等による財源増により 1,037,633 千円（公共資産整備国県補助金等及び公共資産整備一般財源等から）、減価償却による財源増により 5,552,371 千円（公共資産整備国県補助金等及び公共資産整備一般財源等から）、地方債償還等に伴う財源振替により 3,435,952 千円（公共資産等整備一般財源等へ）が計上されている。

期末残高は 18,769,759 千円で、前年度比 284,828 千円の減少である。

（エ）資産評価差額について

期首 303,333 千円に、科目振替の公共資産処分による財源増 166 千円、平成 22 年度の資産評価替による当期変動額 63,458 千円を加え、期末の資産評価差額は 239,709 千円が計上されている。

売却可能資産の評価差額は、平成 21 年度 59,300 千円から平成 22 年度 59,134 千円となり、166 千円の減少である。

詳細は、貸借対照表の「売却可能資産」において記述しているが、取得価額や評価額についてさらに精査を要する。

投資及び出資金の評価差額は、前年度 20,207 千円が平成 22 年度は 15,910 千円となり、4,297 千円の減少である。投資及び出資金の保有株式の時価が平成 21 年度末よりも下落したためであり適正に計上されている。

基金の売却可能資産の評価差額は、前年度 223,825 千円が平成 22 年度は 164,665 千円となり、59,160 千円の減少である。土地開発基金の保有する資産のうち、原井町、瀬戸ヶ島町の評価は固定資産税評価額を 0.7 で割り戻した調整額によっているが、前年度に比べ 4% 下落しているためである。

当期増減額及び変動事由について

（ア）純経常行政コストについて

行政コスト計算書に計上された、当期純経常行政コスト 27,815,226 千円が計上されている。

（イ）一般財源について

一般財源のうち、地方税として、7,631,474 千円（前年度比 14,621 千円・0.2%の減少）が計上されている。発生主義により計上するための収入未済額の調整については、当年度歳入額 7,636,326 千円に、当年度収入未済額 310,431 千円及び不納欠損額のうち地方税に係るもの 25,219 千円を加算し、前年度末収入未済額（滞納繰越調定額）340,502 千円が控除されている。

しかし、当年度中に滞納繰越調定額に更正が発生しており、最終調定額は 337,240 千円となっていることから、340,502 千円ではなく、337,240 千円を控除し、7,634,735 千円とならないか確認を要する。

図示すると次のようになる。

長期延滞債権 + 未収金 (当年度末滞納繰越調定額)	337,240	収入済額	7,636,326
純資産変動計算書への転記額	7,634,735	不納欠損額	25,217
	7,971,975	年度末収入未済額	310,432
			7,971,975

現年度調定額
7,634,735
と一致する

一般財源のうち、地方交付税については、平成 22 年度決算額である 12,205,454 千円（前年度比 684,898 千円・6.0%の増加）が計上されている。

一般財源のうち、その他行政コスト充当財源については、2,165,895 千円（前年度比 124,520 千円・6.1%の増加）が計上されている。内訳は、地方譲与税 434,152 千円、地方消費税交付金 572,742 千円、自動車取得税交付金 68,335 千円、地方特例交付金 104,054 千円及び財産収入、繰入金、諸収入等の合計額が計上されている。

また、収入未済額の調整についても、財産収入、繰入金、諸収入に係る当年度収入未済額及び不納欠損額を加算し、前年度収入未済額が控除されている。

但し、資産の増減である基金からの繰入金、貸付金回収元金収入は除かれている。

（ウ）補助金等受入について

国庫支出金 4,647,441 千円と県支出金 2,735,194 千円の合計 7,382,635 千円（前年度比 58,280 千円・0.8%の増加）が計上されている。

そのうち、自団体の公共資産等の整備に充てられた金額 1,068,795 千円が公共資産等整備国県補助金等へ計上され、差額の 6,313,840 千円がその他一般財源等へ計上されている。

（エ）臨時損益について

災害復旧事業費として 101,848 千円、公共資産除売却損益 39,140 千円、投資損失額 100,000 千円が計上されている。

公共資産除売却損益計上額 39,140 千円は、財産売却収入 47,824 千円から除売却資産の売却原価 8,684 千円（旭旧中学校寄宿舎 3,136 千円、岡見住宅団地 5,548 千円）を控除したものである。

財産売却収入 47,824 千円は、平成 22 年度歳入歳出決算書の財産売却収入計上額 47,824 千円がそのまま計上されている。

平成 22 年度臨時損益

（単位：千円）

資産の内訳	売却原価	売却収入	売却損益	備 考
土 地	8,684	19,096	10,412	旭旧中学校寄宿舎、岡見住宅団地、和田駐在所用地、中内田共同墓地外
立 木	0	166	166	
間伐材	0	10,437	10,437	
不用品	0	1,349	1,349	
資源ごみ	0	16,776	16,776	
臨時損益への計上額	8,684	47,824	39,140	

なお、土地売却収入 19,096 千円に対する売却原価については旭旧中学校寄宿舎 3,136 千円、岡見住宅団地 5,548 千円の計上のみであり、和田駐在所用地、中内田共同墓地、その他の売却土地分は計上されていないため、売却益が過大に計上されていると推察する。今後は行政財産から普通財産に所管換えを行った財産の売却に際し、必ず売却可能資産へ計上するとともに、普通財産のうち売却可能資産へ計上すべきものがないか検討されたい。

（オ）科目振替について

「各純資産項目の変動について」で記述したとおりである。

エ 資金収支計算書について

(単位：千円)

1 経常的収支の部	
人件費	5,997,187
物件費	3,945,413
社会保障給付	5,466,854
補助金等	3,447,937
支払利息	766,429
他会計等への事務費等充当財源繰出支出	2,532,713
その他支出	495,397
支 出 合 計	22,651,930
地方税	7,636,326
地方交付税	12,205,454
国県補助金等	5,928,154
使用料・手数料	474,714
分担金・負担金・寄附金	458,700
諸収入	598,663
地方債発行額	1,888,108
基金取崩額	544,796
その他収入	1,345,855
収 入 合 計	31,080,770
経常的収支額	8,428,840
2 公共資産整備収支の部	
公共資産整備支出	5,901,031
公共資産整備補助金等支出	1,032,397
他会計等への建設費充当財源繰出支出	39,206
支 出 合 計	6,972,634
国県補助金等	1,454,481
地方債発行額	3,590,892
基金取崩額	111,036
その他収入	178,022
収 入 合 計	5,334,431
公共資産整備収支額	1,638,203
3 投資・財務的支出	
投資及び出資金	0
貸付金	661,097
基金積立額	2,940,758
定額運用基金への繰出支出	906
他会計等への公債費充当財源繰出支出	730,038
地方債償還額	4,679,971
長期未払金支払支出	318,611
支 出 合 計	9,331,381
国県補助金等	0
貸付金回収額	283,218
基金取崩額	397,265
地方債発行額	804,800
公共資産等売却収入	47,824
その他収入	1,085,759
収 入 合 計	2,618,866
投資・財務的収支額	6,712,515
当年度短期借入金(翌年度繰上充用金)増減額	0
当年度歳計現金増減額	78,122
期首歳計現金残高	436,145
期末歳計現金残高	514,267

経常的収支額は8,428,840千円の黒字、公共資産整備収支額は1,638,203千円の赤字、(フリー・キャッシュフローは6,790,637千円)投資・財務的収支額は6,712,515千円の赤字であり、当年度現金は78,122千円の増加、期末残高は514,267千円となっている。

経常的収支の部

(支出について)

(ア)人件費支出について

人件費支出として、事業費支弁人件費108,107千円を含む5,997,187千円(前年度比47,210千円・0.8%の減少)が適正に計上されている。

(イ) 物件費、社会保障給付、補助金等支出について

物件費 3,945,413 千円、社会保障給付（扶助費）5,466,854 千円、補助金等支出 3,447,937 千円については、行政コスト計算書と同額が計上されている。

(ウ) 支払利息について

地方債利子償還額 760,128 千円及び一時借入金利子 2,318 千円、債務負担行為履行額のうち利息相当額 3,983 千円（第三中学校用地取得費分）の 766,429 千円（前年度比 43,831 千円・5.4%の減少）が計上されている。

(エ) 他会計等への事務費等充当財源繰出しについて

公営企業（法適用及び法非適用）に対する繰出金 2,532,713 千円（前年度比 16,980 千円・0.7%の減少）が計上されている。

(オ) その他支出について

その他の経常的支出として 495,397 千円（前年度比 26,204 千円・5.0%の減少）が計上されている。

(収入について)

経常的収入の合計は 31,080,770 千円が計上されている。

経常的収支における収入は、それぞれ決算額が計上されている。

地方税収入は 7,636,326 千円（前年度比 16,479 千円・0.2%の増加）、地方交付税収入は 12,205,454 千円（前年度比 689,898 千円・6.0%の増加）が計上されている。

但し、経常的収支の部に計上される国県補助金等、使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金、諸収入、地方債発行額、基金取崩額による収入については、それぞれ公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額が計上されている。

国県補助金等には 5,928,154 千円が計上されている。決算額 7,382,635 千円（国庫支出金 4,647,441 千円、県支出金 2,735,194 千円）から公共資産整備支出の財源となった補助金 1,454,481 千円が適正に控除されている。

使用料・手数料には 474,714 千円が計上されている。決算額 558,143 千円から、普通建設事業費の財源のうち使用料・手数料 1,370 千円、地方債元金償還額の財源となった使用料・手数料 81,553 千円、その他 506 千円が控除されている。

分担金・負担金・寄附金には 458,700 千円が計上されている。決算額 1,420,881 千円から普通建設事業費の財源となった分担金・負担金・寄附金 21,243 千円及び積立金の財源となった分担金・負担金・寄附金 940,938 千円が控除されている。

諸収入には 598,663 千円が計上されている。決算額 1,093,181 千円から、公共資産整備収支の部において普通建設事業費の財源となった諸収入 155,409 千円、投資・財務的収支の部の貸付金回収元金 283,218 千円、積立金の財源となった諸収入 11,811 千円、地方債元金償還額の財源となった諸収入 44,080 千円が控除されている。

地方債発行額には 1,888,108 千円が計上されている。決算額 6,283,800 千円から、公共資産整備に充てられた 3,590,892 千円（事業費支弁人件費の財源 5,559 千円は控除）と積立金の財源となった地方債 384,200 千円、貸付金の財源の地方債 420,600 千円が控除されている。

基金取崩額は 544,796 千円が計上されている。決算額 1,053,097 千円から公共資産整備支出に充てられた 111,036 千円、投資・財務的支出に充てられた 397,265 千円が控除されている。

その他収入には、歳入総合計額から繰越金 436,145 千円及び公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部、経常的収支の部における他の収入項目に計上された額を控除した残額 1,345,855 千円が適正に計上されている。

公共資産整備収支の部

(支出について)

(ア) 公共資産整備支出について

補助事業費及び単独事業費の決算額のうちその団体で行うもの 2,443,322 千円(補助事業)と 3,888,410 千円(単独事業)の合計額から、事業費支弁人件費 108,107 千円と債務負担行為履行額のうち利息相当額 3,983 千円(第三中学校分)及び普通建設事業費のうち前年度貸借対照表において未払金に計上されていた 318,611 千円(第三中学校債務負担分)を控除した 5,901,031 千円が計上されていることを確認した。前年度比 343,485 千円、6.2%の増加である。

(イ) 公共資産整備補助金等支出について

普通建設事業費決算額のうち他団体に対して支出した 1,032,397 千円が計上されている。

(ウ) 他会計等への建設費等充当財源繰出金支出について

他会計等への建設費充当財源繰出支出として 39,206 千円が計上されている。

水道事業会計(857 千円)、簡易水道事業会計(2 千円)、下水道事業会計(33,296 千円)、国保事業会計(直診事業 5,051 千円)への繰出である。

(収入について)

(ア) 国県補助金等収入について

普通建設事業費の財源のうち、国庫支出金 1,042,522 千円と県支出金 411,959 千円の計 1,454,481 千円(前年度比 309,493 千円・27.0%の増加)が計上されていることを確認した。

(イ) 地方債発行額について

3,590,892 千円が計上されている。普通建設事業費の財源となった地方債発行額 3,596,451 千円から、事業費支弁人件費の財源となった 5,559 千円が控除されていることを確認した。前年度に比べ 478,632 千円、11.8%の減少である。

(ウ) 基金取崩額について

普通建設事業費の財源のうち基金取崩額 111,036 千円(前年度比 65,927 千円・146.2%の増加)が計上されている。地域振興基金(自治区事業)によるものである。

(エ) その他収入について

普通建設事業費の財源のうち使用料・手数料 1,370 千円、分担金・負担金・寄附金 21,243 千円、諸収入 155,409 千円の計 178,022 千円(前年度比 8,471 千円・4.5%の減少)が計上されている。

投資・財務的収支の部

(支出について)

(ア) 貸付金について

貸付金の決算額 661,097 千円(前年度比 197,408 千円・42.6%の増加)が計上されている。増加要因は地域総合整備資金貸付金(株)ケイ・エフ・ジーへの貸付金 220,000 千円の増、リハビリテーションカレッジ島根への貸付金 200,000 千円の増)によるものである。

(イ) 基金積立額について

平成 22 年度の基金積立額 2,820,758 千円に、満期一括償還地方債の償還に充てるための当期減債基金積立額 120,000 千円を加算した 2,940,758 千円が計上されている。前年度比で 1,178,231 千円、66.8%の増加となっている。まちづくり振興基金への積立が 14.4 億円、財政調整基金への積立が 3 億円、減債基金が 1.9 億円増加している。

(ウ) 定額運用基金への繰出支出について

平成 22 年度の繰出額 906 千円が計上されている。

(エ) 他会計等への公債費充当財源繰出支出について

他の会計に対する支出のうち公債費の財源として支出された、公営企業(法非適)等に対する公債費繰出 619,001 千円、公営企業(法適)等に対する公債費繰出 111,037 千円の計 730,038 千円(前年度比 4,348 千円・0.6%の減少)が計上されていることを確認した。

法非適への繰出 619,001 千円は、簡易水道事業(263,223 千円)、下水道事業(292,646 千円)、観光施設事業(41,119 千円)、国民健康保険(直診事業分 22,013 千円)に対するものである。

(オ) 地方債償還額について

地方債元金償還額 4,799,971 千円から、満期一括償還地方債の償還に充てるために当期に積み立てた減債基金 120,000 千円を控除(基金積立額へ計上)した 4,679,971 千円(前年度比 243,808 千円・5.0%の減少)が計上されている。

(カ) 長期未払金支払支出について

平成 21 年度貸借対照表に計上された未払金 318,611 千円の支払分が計上されている。

これは、浜田市土地開発公社に対する第三中学校用地の購入に係る元金を当年度に繰上償還したものである。

(収入について)

(ア) 貸付金回収による収入額について

貸付金の元金に係る回収額 283,218 千円が計上されている。

(イ) 地方債発行額について

地方債発行額のうち、貸付金の財源となった 420,600 千円と積立金の財源となった 384,200 千円の計 804,800 千円(前年度比 340,000 千円・73.1%の増加)が計上されている。

(ウ) 公共資産等売却収入について

財産売却収入として、47,824 千円(前年度 4,933 千円・11.5%の増加)が計上されている。

(エ) その他収入について

投資・財務的収支の部におけるその他収入として、積立金、地方債元金償還額の財源となった分担金・負担金・寄附金収入、財産収入、諸収入、使用料・手数料収入の計 1,085,759 千円(前年度比 900,955 千円・387.5%の増加)が計上されている。大口寄附 930,000 千円の受け入れによる影響が大きい。

3 公営事業会計について（公営企業会計：法適用）

連結修正処理等を中心に、資産計上額や引当金の計上等について監査した。

(1) 水道事業会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

有形固定資産には個別決算書の 14,882,689 千円から、連結修正により資本的支出の消火栓に係る負担金 4,441 千円を控除（普通会計で計上するため）した 14,878,248 千円（環境衛生費）が計上されている。流動資産のその他には、貯蔵品の 3,858 千円が計上される。

（ア）売却可能資産の計上について

昨年度も指摘しているが、遊休資産となっている「相生水源地」等を売却可能資産に計上することについて検討を要する。

（イ）資産計上等の修正について

当年度において、過去の資産計上誤りや除却漏れ等についての修正処理は一応終了している。今後も引き続き実態に合った資産計上に努められたい。

（ウ）施設利用権の処理について

無形固定資産には、分庁舎建設費負担金 104,113 千円が計上されている。

（エ）借入資本金の負債計上について

個別決算書の資本の部、借入資本金の 5,363,275 千円が、連結上、純資産から固定負債に 5,165,480 千円、流動負債の翌年度償還予定額に 197,795 千円、それぞれ適正に修正計上されている。

（オ）退職手当等引当金及び繰入等の計上について

引当金として期末の要支給額 191,290 千円が計上されている。また、引当金繰入として 164,821 千円が計上されている。

しかし、期末要支給額約 1.9 億円に対し当年度約 1.6 億円の繰入は過大である。

以下は、過去 3 か年の引当金繰入等と引当金残高の推移である。

（単位：千円）

年 度	個別決算書上の引当金残高	4 表 上 の引当金繰入	4 表 上 の引当金残高
20 年度	21,877	225,154	247,031
21 年度	23,104	161,589	184,693
22 年度	23,326	164,821	191,290

平成 20 年度、21 年度は、個別決算書上の引当金残高と 4 表上の引当金残高の差額が引当金繰入として認識され、コスト計上されている。

また、平成 22 年度は引当金残高 191,290 千円から退職手当組合積立金 3,365 千円を控除した 187,925 千円と、個別決算書上の引当金残高 23,326 千円との差額である 164,599 千円に、個別決算書における当年度独自繰入 222 千円を加算した 164,821 千円が引当金繰入として計上されている。

しかし、本来は当年度引当金残高 191,290 千円から退職手当組合積立金 3,365 千円を控除した 187,925 千円と、前年度引当金残高 184,693 千円との差額 3,232 千円に、当年度退職手当組合への負担金拠出額 15,667 千円を加算した 18,899 千円が引当金繰入に計上され、連結修正として個別決算書上の繰入額 222 千円を控除した 18,677 千円を計上すべきである。現在の計上

方法は、連結財務書類4表の作成初年度である平成20年度に関しては適正であるが、平成21年度、平成22年度分は過大である。

同じ会計基準を適用している工業用水道事業会計とも計上方法が異なっているため、再確認を要する。

ただし、水道事業会計の個別決算書の計上額は、現会計制度において誤りはない。

なお、平成26年度から地方公営企業会計制度の見直しにより退職手当引当金の引当が義務化される。当市は退職手当組合に加入しているが、料金改定も見据え、会計毎の退職手当組合に対する正確な収支差額及び同額に係る運用益を含めた積立金残高の把握が必要である。

(カ) 賞与引当金及び繰入等の計上について

年度末までに発生した賞与引当額9,843千円が適正に修正計上されていることを確認した。

(キ) その他の引当金について

その他の引当金の中身は、修繕引当金62,318千円である。

なお、今回の地方公営企業会計制度の見直しにより、引当金計上要件が明確化されたため、修繕費予算の執行残額を計上していた現有の修繕引当金については計上できなくなるため、4表作成上留意されたい。

(ク) 長期延滞債権及び未収金と回収不能見込額の計上について

昨年度も指摘したが、不納欠損が毎年度発生している現状を鑑み、未収金に係る回収不能見込額及び見込計上額の計上について検討されたい。

また、1年を超えて回収されない未収金は、長期延滞債権に振り替える必要がないか精査されたい。

(ケ) みなし償却、補助金の修正について

みなし償却処理について、通常の償却計算に修正されていない。地方公営企業会計制度の見直しにより、平成26年度からは水道事業会計の個別決算書においてもみなし償却は廃止される。4表作成において、当面はみなし償却に係る修正をしないことが容認されているが、今後修正を検討されたい。

(コ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストの主な内訳は、以下のとおりである。

人件費には、職員給与費135,228千円が計上されている。

物件費には、動力費56,756千円、委託料32,075千円、通信運搬費9,568千円、退職手当組合負担金15,667千円等の計131,234千円が計上されている。

しかし、退職手当組合負担金15,667千円のうち、退職手当組合積立金の財源となった6,415千円(H21末3,050千円 H22末3,365千円)と、退職手当引当金等繰入の修正計上額3,010千円(3,232千円 - 222千円)は、物件費計上額から除く必要がないか検討されたい。

維持修繕費には69,142千円、減価償却費には327,442千円、支払利息には128,403千円が計上されている。

一方、経常収益について、事業収益は給水収益の840,686千円、使用料・手数料2,636千円、分担金・負担金・寄附金等28,931千円、他会計補助金等113,989千円、その他特定行政サービス収入2,632千円が計上されている。

(特別利益・特別損失の臨時損益等への修正計上について)

その他行政コスト115,519千円には、特別損失として過年度損益修正損64,065千円及び不納欠損額407千円が含まれている。

しかし、過年度損益修正損64,065千円の内容は現存しない資産を除却修正したものであり、経常行政コストではなく、純資産変動計算書の臨時損益に計上されないか確認されたい。併せて、過年度消費税の減額更正額968千円が過年度損益修正益に計上されているが、同様に、純資産変動計算書の臨時損益に計上されないか確認されたい。

なお、不納欠損額 407 千円は、経常行政コストの回収不能見込計上額に計上すべきものである。

(企業会計上の本来の純行政コストについて)

連結修正前の純経常行政コストは 79,209 千円の黒字となっている。

しかし、連結財務書類 4 表(企業会計)上、退職手当引当金繰入と賞与引当金繰入を連結修正で加算することになる。

連結 4 表に計上された退職手当引当金繰入 164,821 千円は過大であるため、適正と考えられる 18,899 千円(個別決算書の 222 千円 + 連結修正額 18,677 千円)と賞与引当金繰入 9,843 千円を考慮すると、連結修正前の 79,209 千円の黒字が、実質的には 50,689 千円の黒字となり、黒字額が縮減する。財務書類 4 表作成による真のコスト把握の成果であり、経営に役立て、備えが必要であることを示唆している。

(公営企業会計制度の抜本的見直しについて)

地方公営企業会計制度の抜本的見直しにより、平成 26 年度から、みなし償却の廃止や退職給付等の引当金計上義務化、借入資本金の負債計上をはじめとした新たな会計制度へ本格的に移行する。

財務書類の連結修正においては、既に借入資本金の負債への修正計上、退職給与引当、賞与引当の修正計上が行われているが、当市の 4 表作成において、みなし償却の修正は水道事業会計が新会計制度への移行後修正するとのことである。

他団体との比較を行う上でも、前倒しで修正計上することについて検討されたい。

イ 純資産変動計算書について

期首純資産 9,682,236 千円、当期変動額は 129,096 千円の増加で、期末残高は 9,811,332 千円となっている。当期の変動額の内訳は、純経常行政コスト 95,233 千円、無償受贈資産受入 1,082 千円、その他 223,247 千円である。

なお、**ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について**の(特別利益・特別損失の臨時損益等への修正計上について)で前述したように、過年度損益の修正に係るものは、臨時損益に計上する必要がないか確認されたい。

(2) 工業用水道事業会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 資産科目の読替について

工業用水道の有形固定資産 2,213,895 千円は、連結上、「産業振興」として適正に科目計上されている。

(イ) 借入資本金の負債計上について

個別財務諸表の資本の部、借入資本金の 131,274 千円が、連結上、純資産から固定負債に 120,972 千円、流動負債の翌年度償還予定額に 10,302 千円に、それぞれ適正に修正計上されている。

(ウ) 退職手当等引当金及び繰入等の計上について

現状では退職手当引当金として期末の要支給額 41,964 千円が計上されている。

また、繰入額として 20,620 千円が計上されている。

しかし、引当金繰入には当年度末引当金残高 41,964 千円から、退職手当組合への積立金 306 千円を控除した 41,658 千円と、前年度末引当金残高 21,383 千円との差額 20,275 千円に、当年度退職手当組合への拠出額 1,747 千円を加算した 22,022 千円が計上されないか、確認を要する。

(エ) 賞与引当金及び繰入等の計上について

年度末までに発生した賞与引当額 1,695 千円が適正に修正計上されている。

(オ) その他の引当金について

その他の引当金の中身は、修繕引当金 59,240 千円である。水道事業会計と同様、当該引当額が合理的に見積もることのできる額かどうか確認が必要である。

(カ) みなし償却、補助金の修正について

みなし償却処理について連結修正は行われておらず、個別財務諸表の計上額がそのまま計上されている。算定上、当面はみなし償却に係る修正をしないことが容認されている。

今後、地方公営企業会計制度の見直しが実施されるため、個別財務諸表の作成時に修正されることになるとの回答を受けた。

なお、みなし償却に係る修正を行わない場合は、注記する必要がある。

イ 純資産変動計算書について

科目振替において、減価償却による財源増 10,741 千円が、公共資産等整備一般財源等からその他一般財源等へ、地方債償還に伴う財源振替 9,929 千円が、その他一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ振り替えられている。

純経常行政コスト 1,883 千円、出資の受入・新規設立 9,929 千円で、期末の純資産残高は 2,412,323 千円となる。

ウ 資金収支計算書について

経常的収支の部

(ア) 人件費について

19,962 千円が計上されている。決算統計の職員給与費から退職給与金を控除した金額に退職給与引当金増加額 389 千円(現金支出は行っていないため)を調整した金額とのものである。

なお、人件費に加算すべき退職給与金 1,747 千円(退手組合負担金・個別財務諸表に計上)が計上されていないため確認を要する。

(イ) 事業収入について

当年度も不納欠損は発生していないので、当年度営業収益(給水収益)95,420 千円と個別決算書の前年度営業未収金 8,548 千円と当年度営業未収金 8,464 千円との差額(未収金増加額)84 千円の合計額 95,504 千円が適正に計上されている。

公共資産整備収支の部

公共資産整備支出は 20 千円、公共資産整備収支額には 20 千円が計上されている。

しかし、20 千円の内容は、臨時職員の社会保険料預り金であり、個別決算書上、その他未払金(4 条支出)に計上すべきものではなかったことから、経常的支出の部のその他支出に加算計上すべきものであるため修正を要する。

投資・財務的収支の部

支出額 9,929 千円が計上されている。

また、財源として、地方債償還に対する普通会計からの繰入金 9,929 千円の修正計上が行われているため、収支額は 0 となっている。

4 公営事業会計について（公営企業会計：法非適用）

連結修正処理等を中心に、資産計上額や引当金の計上等について監査した。

(1) 簡易水道事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

資産計上が正しく処理されているか確認した。土地 16,003 千円と償却資産 11,553,800 千円を合わせて 11,569,803 千円が、「環境衛生」の資産区分に計上されている。

建設改良費の累計 18,314,209 千円から用地取得費の累計 16,003 千円を控除した償却資産の取得価額は 18,298,206 千円となっている。

決算統計上、資産区分を「簡易水道資産」として一括で計上しているため、各資産区分への建設利息の配賦及び用地取得費の按分、補助金（国県支出金）の按分は生じてない。

償却資産の減価償却は、残存価額ゼロの定額法により耐用年数 40 年で処理されている。当年度償却額は 449,669 千円である。多額の費用が発生していることに留意が必要である。

同様に国県補助金の償却も処理されている。

但し、本来、資産を実態に合わせて区分する必要があるため、今後、検討を要する。

(簡易水道施設資産の調査結果について)

平成 25 年 3 月議会で簡易水道施設資産の調査結果が提出され、速報値ではあるが資産総額が 181 億円（うち、償却累計額は 71 億円）、平成 23 年度単年度で減価償却費が 4.7 億円発生していることなどが報告された。

平成 28 年度末の上水道事業との統合に向け、料金構成要素である減価償却費が明らかにされ、受益者負担、市一般会計からの負担のあり方について、具体的な数値として検討材料が生まれたことで、料金改定を含めた今後の水道事業の経営方針について検討スピードや具体性が増すこととなる。

今後の検討課題として、既に償却が済んでいる 71 億円の財源の取扱い、今後発生する減価償却費をどこまで受益者負担で賄うか等、今後の協議、検討を注視したい。

(イ) 地方債残高について

地方債残高は 6,767,307 千円が計上されている。

流動負債に、翌年度償還予定額 374,720 千円、固定負債に 6,392,587 千円が計上されている。

(ウ) 長期延滞債権及び未収金、回収不能見込額について

使用料の滞納として長期延滞債権 788 千円、未収金 1,601 千円が計上されている。

なお、長期延滞債権と未収金残高に係る回収不能見込額が計上されていない。当年度は不納欠損を行っていないものの、個別評価または過去の不納欠損実績率により、回収不能となる見込の債権が存在していないか精査されたい。

行政コスト計算書の回収不能見込計上額としては、当年度不納欠損額 0 円のため計上されていない。

(エ) 退職手当等引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員 6 名分に係る期末の要支給額 101,161 千円が当年度末引当金として計上されている。

また、繰入額としては、当年度の退職手当組合負担金 4,977 千円の拠出により、前年度末引当金 97,844 千円から将来負担が同額減額され 92,867 千円となるため、当年度末引当金 101,161 千円から退職手当組合への積立額 918 千円を控除した 100,243 千円との差額 7,376 千円が適正に計上されている。

(オ) 賞与引当金及び繰入等の計上について

提出資料により 2,653 千円を繰り入れ、引当金として計上していることを確認した。

イ 純資産変動計算書について

期首 4,714,195 千円、当期変動額は、純経常行政コスト 107,442 千円と補助金等受入 77,973 千円、その他 17,699 千円で、期末残高は 4,702,425 千円が計上されている。

(2) 公共下水道事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

資産計上が正しく処理されているか監査した。

貸借対照表上 8,855,509 千円が「生活インフラ・国土保全」に計上されている。

決算上の資本的支出における建設改良費に、建設利息や用地取得費等が合理的な基準により適正に配賦または控除されているか監査した（一部抽出による）。

建設利息の按分は、各年度における各資産区分の建設改良費合計（建設利息と負担金を除く）に占める割合により適正に按分配賦されている。なお、平成 22 年度においては、建設利息は発生していないため按分も生じていない。

用地取得費の按分についても、各年度における各資産の建設利息配賦後の建設改良費合計に占める割合により適正に控除されている。平成 22 年度においては、用地取得費は発生していない。

その結果、償却資産取得価額の内訳は、管渠 6,696,056 千円、ポンプ場 229,493 千円、処理場 2,928,284 千円、その他 386,489 千円となる。合計で 10,240,322 千円である。

上記の償却資産（取得額）の償却について、減価償却は残存価額ゼロの定額法により、管渠費 50 年、処理場 38 年、ポンプ場 20 年、その他 38 年で、それぞれの耐用年数で処理されている。よって、平成 22 年度末の償却資産の帳簿価額は 8,642,248 千円となり、これに土地 213,261 千円を加えた 8,855,509 千円が、貸借対照表上の有形固定資産に適正に計上されている。

また、償却資産に係る補助金（国県支出金）額も、合理的な基準により適正に按分されているか監査した（一部、抽出による）。

補助金の按分は、各年度における建設利息等按分後の各資産の、土地も含めた全体の資産計上額に占める割合で按分されている。

その結果、有形固定資産に係る補助金の内訳は、管渠 2,725,550 千円、ポンプ場 90,398 千円、処理場 1,220,780 千円、その他 158,120 千円となる。償却対象補助金等の支出金計は 4,194,848 千円が計上されている。

同様に、補助金 4,194,848 千円の償却処理も各資産区分ごとに行われている。償却後の 3,531,607 千円と償却対象外補助金 94,806 千円を併せた 3,626,413 千円が純資産の部に計上されている。

(イ) 長期延滞債権及び未収金、回収不能見込額について

貸借対照表上、受益者負担金、使用料に係る滞納として長期延滞債権 2,079 千円、未収金 228 千円が計上されている。個別評価により回収不能見込額が計 488 千円計上されていることを確認した。

行政コスト計算書には、回収不能見込計上額としては、当年度末 488 千円と前年度末の回収不能見込額 683 千円の差額 195 千円に、当年度の不納欠損額 195 千円を加え 0 千円となるため、繰入は発生していない。

(ウ) 退職手当等引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員 7 名分に係る期末の要支給額 53,025 千円が発生しているため、当年度引当金として 53,025 千円が連結修正後の額として計上されている。

また、繰入額として 29,181 千円(戻し入れ)が適正に計上されている。

(エ) 賞与引当金及び繰入等の計上について

提出資料により 2,311 千円を繰入れ、同額を引当金として計上していることを確認した。

(オ) 地方債残高及び支払利息について

固定負債に 4,651,052 千円、流動負債に翌年度償還予定額 288,842 千円が計上されている。

また、支払利息は 84,856 千円発生している。設備投資による多額の借入金とその利子負担が大きく経営を圧迫している。

(カ) 当年度純経常行政コストについて

繰入金等や支払利息以外に、行政コストとして人件費 42,714 千円、物件費 74,250 千円、維持修繕費 14,194 千円、減価償却費 230,992 千円等が発生し、平成 22 年度の経常行政コスト合計は 421,652 千円となっている。一方、経常収益は、分担金・負担金・寄附金等 6,385 千円、事業収益 72,750 千円、他会計補助金等 216,517 千円等の計 296,018 千円であり、差引純経常行政コストは 125,634 千円の赤字である。

前年度(178,497 千円)に比べ、差引純経常行政コストは 52,863 千円減少しているが、要因としては職員数 2 名減による人件費に係るコスト 47,158 千円の減少によるものである。

(企業会計による真の行政コストと経営状況について)

官庁会計による決算書上では、収益的収支における総費用は 210,924 千円、総収益は 254,757 千円で、差引収支は 43,833 千円の黒字となっている。

しかし、企業会計の発生主義では、減価償却費 230,992 千円や退職手当及び賞与引当金繰入が発生し、経常行政コストは 421,652 千円、収支差額も 125,634 千円の赤字となる。企業会計手法により経営状況のさらなる見直しが不可欠である。

(受益者負担及び一般会計からの繰出について)

特に、下水道事業においては、421,652 千円の多額のコストに対し、受益者負担収入は 79,135 千円(分担金・負担金収入 6,385 千円と使用料収入の 72,750 千円)しか計上されていない。

また、一般会計からの繰入金 216,517 千円(収益的収支及び資本的収支の計)のうち、基準外繰入が 65,967 千円ある。

受益者負担の観点から、事業のあり方自体についても見直しの検討が必要である。

イ 純資産変動計算書について

期首残高は 3,954,452 千円、期末残高は 3,863,218 千円となっている。当期変動額は 91,234 千円で、内訳は経常行政コスト 125,634 千円、補助金等受入 34,400 千円が計上されている。

(ア) 減価償却による財源増について

当年度の減価償却費は 230,992 千円であり、公共資産整備財源のうち国庫補助金の当年度償却額 94,590 千円が「公共資産等整備国庫補助金等」から控除され、残額の 136,402 千円が「公共資産等整備一般財源等」から控除されている。

減価償却費は、純経常行政コストにおいて、「その他一般財源等」を減少させているため、その分を「公共資産等整備国庫補助金等」及び「公共資産等整備一般財源等」から「その他一般財源等」へ振り替えている。

(イ) 地方債償還等に伴う財源増について

地方債償還金 244,995 千円のうち、建設改良のための地方債償還金 231,007 千円が、「その

他一般財源等」から、「公共資産等整備一般財源等」へ振り替えられている。公共資産整備等の財源が、地方債から一般財源に移行することになる。

ウ 資金収支計算書について

経常的収支について

当年度の人件費支出は、収益的支出における職員給与費 51,005 千円のみである。

支払利息は、行政コスト計算書と同額の 84,856 千円が計上されている。多額の利払い負担が経営を圧迫している。

収入については、事業収入として料金収入 72,710 千円が計上されている。

地方債発行額 43,600 千円は、収益的支出に充てた地方債（資本費平準化債）である。

公共資産整備収支について

(ア) 公共資産整備支出（公共資産整備収支の部）

建設改良費 92,372 千円から職員給与費 14,897 千円が控除された 77,475 千円が適正に計上されていることを確認した。

投資・財務的収支について

地方債償還額は 244,995 千円であり、財源は地方債発行額 132,500 千円、一般会計からの繰出金 34,836 千円等が計上されている。

(3) 農業集落排水事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

資産計上が正しく処理されているか監査した。貸借対照表上 8,238,356 千円が「生活インフラ・国土保全」から「産業振興」に修正計上されている。

平成 22 年度は建設改良費 252,286 千円が発生している。職員給与費 14,902 千円を控除した 237,384 千円が、管渠費 182,784 千円、処理場費 54,600 千円に按分されている。

決算上の資本的支出における建設改良費に、建設利息や用地取得費等が合理的な基準により適正に配賦または控除されているか監査した（一部抽出による）。

建設利息の按分は、各年度における各資産区分の建設改良費合計（建設利息と負担金を除く）に占める割合により適正に按分配賦されている。なお、平成 22 年度においては、建設利息は発生していないため按分も生じていない。

用地取得費の按分についても、各資産の建設利息配賦後の建設改良費合計に占める割合により適正に按分控除されている。平成 22 年度においては、用地取得費は発生していない。

その結果、償却資産取得価額 9,789,256 千円の内訳は、管渠 6,496,400 千円、ポンプ場 408,095 千円、処理場 2,070,307 千円、その他 814,454 千円となる。

上記の償却資産（取得額）の償却について、減価償却は残存価額ゼロの定額法により、管渠費 50 年、処理場 38 年、ポンプ場 20 年、その他 38 年で、それぞれの耐用年数で処理されている。

その結果、平成 22 年度末の償却後の償却資産帳簿価額は 8,221,584 千円となり、これに土地 16,772 千円を加えた 8,238,356 千円が、貸借対照表上の有形固定資産に適正に計上されている。

また、償却資産に係る補助金（国庫支出金）額も、合理的な基準により適正に按分されているか監査した（一部、抽出による）。

補助金の按分は、各年度における建設利息等按分後の各資産の、土地も含めた全体の資産計上額に占める割合で按分されている。平成 22 年度の償却資産に係る国庫支出金 45,500 千円が、管渠費に 35,035 千円、処理場に 10,465 千円適正に按分されている。

その結果、償却対象補助金等の支出金合計は4,302,047千円となり、同様に償却処理も各資産区分ごとに行われている。当年度償却額98,470千円も含めた補助金の償却累計額726,314千円となり、償却後の3,575,733千円と償却対象外補助金7,656千円を合わせ、3,583,389千円が純資産の部に計上されている。

(イ) 長期延滞債権及び未収金、回収不能見込額について

長期延滞債権1,404千円と未収金746千円が計上されている。使用料と受益者分担金に係るものである。

回収不能見込額はともに計上されていないが、過去の不能欠損実績率等に基づき算定する必要があるか精査されたい。

(ウ) 地方債残高及び支払利息について

翌年度償還予定額180,434千円と固定負債の地方債4,796,440千円を合わせた4,976,874千円が計上されている。

また、上記地方債残高に対する平成22年度の支払利息が95,151千円発生しており、経営上大きな負担となっている。

(エ) 退職手当等引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員6名分に係る期末までの発生額39,941千円が当年度引当金として計上されている。また、繰入額として、27,369千円(戻し入れ)が適正に計上されている。

(オ) 賞与引当金及び繰入等の計上について

提出資料により期末までに発生している2,181千円を繰入れ、引当金として計上していることを確認した。

イ 純資産変動計算書について

当期変動額の内訳は以下のとおりである。

経常行政コスト137,153千円がその他一般財源等に計上されている。また、補助金等受入50,103千円が、公共資産等整備国県補助金等へ45,500千円、その他一般財源等へ4,603千円計上されている。

(ア) 科目振替について

公共資産整備への財源投入計上額4千円は、当年度普通建設事業費252,286千円から財源となる国庫支出金と地方債額を控除した額で、その他一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ振り替えられている。

貸付金・出資金等の回収等による財源増として、当年度に回収された長期延滞債権963千円が、公共資産等整備一般財源等からその他一般財源等へ振り替えられている。

減価償却による財源増は、当年度減価償却費221,157千円が計上される。国県支出金の償却分98,470千円が公共資産等整備国県補助金等から、差額の122,687千円が公共資産等整備一般財源等から、それぞれその他一般財源等へ振り替えられている。

地方債償還等に伴う財源振替として、建設改良のための地方債償還額133,947千円がその他一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ振り替えられている。

(4) 漁業集落排水事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上、938,439千円が有形固定資産の「生活インフラ・国土保全」から「産業振興」に修正計上されている。

平成 22 年度においては建設改良費が発生していないため、各資産区分への按分は生じていない。過去の建設改良費及び建設利息の按分、用地取得費の控除は適正にされている（一部、抽出による）。

その結果、当年度の減価償却分のみ資産が減少している。償却資産については、残存価額ゼロの定額法により、それぞれの資産区分ごとの耐用年数で処理されている。

その結果、当年度の償却額は 33,158 千円となり、償却資産の期末帳簿価額は 937,577 千円となり、土地の 862 千円と合わせ 938,439 千円が計上される。

償却資産の内訳は、管渠 438,003 千円、ポンプ場 50,054 千円、処理場 422,049 千円、その他資産 28,333 千円となる。

償却資産に係る補助金（国庫支出金）額も、同様に償却分減少し、貸借対照表の純資産の部の「公共資産等整備国庫補助金等」に 433,749 千円が適正に計上されている。

（イ）退職手当等引当金及び繰入等の計上について

退職手当引当金は計上されていない。人件費及び賞与引当金等も計上されていない。

他の会計に計上されている職員が兼任している場合は、適正に按分をするよう検討されたい。

（ウ）地方債残高及び支払利息について

翌年度償還予定額 33,471 千円と固定負債の地方債 426,706 千円を合わせた 460,177 千円が計上されている。

また、上記地方債残高に対する平成 22 年度の支払利息が 9,888 千円発生している。

（5）生活排水処理事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

（ア）有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上、319,080 千円が有形固定資産の「生活インフラ・国土保全」から「環境衛生」に修正計上されている。

平成 22 年度の建設改良費は 40,878 千円であり、処理場に 35,552 千円、その他資産に 5,326 千円按分されている。

建設利息及び用地費の按分は生じていない。

償却資産については、残存価額ゼロの定額法により、それぞれの資産区分の耐用年数で処理されている。

その結果、当年度の償却額は 7,904 千円となり、償却資産の期末帳簿価額 319,080 千円が計上されている。償却資産の内訳は、処理場 294,221 千円、その他資産 24,859 千円となる。

償却資産に係る国庫支出金額も、同様に償却分減少し、貸借対照表の純資産の部の「公共資産等整備国庫補助金等」に 80,890 千円が適正に計上されている。

（イ）退職手当等引当金及び繰入等の計上について

退職手当引当金は計上されていない。人件費及び賞与引当金等も計上されていない。

他の会計に計上されている職員が兼任している場合は、適正に按分をするよう検討されたい。

（ウ）地方債残高及び支払利息について

翌年度償還予定額 4,929 千円と固定負債の地方債 165,967 千円を合わせた 170,896 千円が計上されている。また、上記地方債残高に対する平成 22 年度の支払利息が 2,479 千円発生している。

(6) 個別排水処理事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の 20,328 千円が、有形固定資産の「生活・インフラ国土保全」から「産業振興」に修正計上されている。資産区分は処理場である。

平成 22 年度は建設改良費 7,791 千円が生じている。なお、過去において用地取得費、建設利息及び償却資産に係る補助金（国県支出金）はないため、按分は発生していない。

処理場の取得価額 22,228 千円に対し、当該年度は 380 千円の減価償却が発生し、償却累計額は 1,900 千円となり、年度末の帳簿価額 20,328 千円が適正に計上されている。

(7) 駐車場事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 資金について

駐車場事業財政調整基金の年度末残高 40,743 千円に、当該年度収支差額 2,534 千円を加えた 43,277 千円が計上されている。

(道分山立体駐車場の実質的な資産額及び償却額について)

(株)浜田みらい 21（既に解散済）から取得した立体駐車場については、平成 15 年度に市が同社から 2.8 億円で取得し、4 表上も資産計上している。当該資産の償却累計額 49,000 千円（取得の翌年度からの経過年数 7 年分）に対し駐車場事業財政調整基金の当年度末残高は 43,277 千円となっており、償却済み額に見合う備えはほぼできていると言える。しかし、当該資産は元々平成 2 年に約 4.8 億円で整備したものであり、20 年が経過している。建設当時と更新時の物価水準の違いや経過年数を考慮に入れながら基金積み立てを行うことを検討されたい。

(イ) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の有形固定資産 264,101 千円が正しく計上されているか監査した。

用地取得費、建設利息及び償却資産に係る補助金（国県支出金）はないため、按分は発生していない。

平成 22 年度は資本的支出が発生していない。

償却資産取得価額合計 321,559 千円に対し、耐用年数 40 年で適正に償却がされている。当該年度償却額は 8,040 千円、累計額は 57,458 千円となり年度末帳簿価額 264,101 千円が計上されている。

(ウ) 地方債残高及び支払利息について

地方債残高として、翌年度償還予定額 15,169 千円と固定負債に計上されている地方債 165,756 千円を合わせた 180,925 千円が計上されている。

また、上記地方債残高に対する平成 22 年度の支払利息が 3,074 千円発生している。

(エ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員 1 名分に係る期末までの発生額 3,578 千円が当年度退職手当引当金として計上されている。

繰入額は、当年度の退職手当組合負担金 622 千円の拠出により、同組合への積立金 153 千円が発生している。前年度末引当金 1,263 千円から退職手当組合負担金 622 千円の拠出により将来負担が同額減額され 641 千円となるため、当年度末引当金 3,578 千円から同組合への積立金 153 千円を控除した 3,425 千円との差額として 2,784 千円が計上されている。

賞与引当金及び賞与引当金繰入等には 408 千円が計上されている（提出資料による）。

(オ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストの主な内訳は、以下のとおりである。

人件費は、職員給与費 5,823 千円から退職給与金 622 千円と前年度賞与引当金 304 千円を控除した 4,897 千円が計上されている。

物件費は、営業費用・その他支出 15,392 千円から維持補修費 1,195 千円と消費税 1,405 千円が控除された 12,792 千円が計上されている。

補助金等に計上されている 1,405 千円は公課費（消費税）となっている。他会計支出には、一般会計への繰出金 19,381 千円が計上されている。経常行政コストの合計は 53,976 千円である。

一方、経常収益は、駐車場使用料である事業収益 64,586 千円とその他収入 89 千円の 64,675 千円が計上される。

その結果、当該年度の純経常行政コストは 10,699 千円の黒字となっている。受益者負担により経費が賄われている。

(8) 公設水産物仲買売場特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 資金について

「公設水産物仲買売場財政調整基金」の年度末残高として 40,007 千円が計上されている。

(イ) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の 29,256 千円が正しく計上されているか確認した。

償却資産取得価額 525,468 千円に対し耐用年数 25 年の定額法により償却されている。

当年度償却額は 1,982 千円である。

(老朽化資産に対する対応について)

なお、取得価額 525,468 千円に対し、減価償却累計額が 496,213 千円に達しており、老朽化が顕著である（老朽化率 94.4%）。

資産の大半は昭和 50 年代に建設されたものである。昭和 51 年に 297,540 千円、昭和 54 年に 170,446 千円の資本的支出がなされている。

共に、既に耐用年数 25 年を経過しており、今後の維持更新等について対応を検討する必要がある。

(ウ) 地方債残高及び支払利息について

地方債残高として、翌年度償還予定額 1,499 千円と固定負債に計上されている地方債 3,048 千円を合わせた 4,547 千円が計上されている。

また、上記地方債残高に対する平成 22 年度の支払利息が 62 千円発生している。

(エ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストとしては、物件費 15,340 千円、減価償却費 1,982 千円、支払利息 62 千円の計 17,384 千円が計上される。

一方、経常収益は 16,608 千円である。当年度の水産物仲買売場使用料 16,511 千円が事業収益として計上される。

その結果、当年度の純経常行政コストは 776 千円の赤字である。

イ 資金収支計算書について

経常的収支は 1,206 千円の黒字、投資・財務的収支は 1,483 千円の赤字で、277 千円の資金減となっている。

(9) 国民宿舎事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の 763,773 千円が、「産業振興」に正しく計上されている。

償却資産取得価額は 1,561,848 千円であり、耐用年数 25 年、残存価額ゼロの定額法で償却されている。

当年度償却額は 59,775 千円である。また、平成 22 年度は 1,348 千円の資本的支出がされている。

償却資産に係る補助金（県支出金）383,600 千円についても、同様に償却が行われる。補助金に係る当年度償却額は 15,344 千円、償却累計額は 188,888 千円であり、年度末帳簿価額 194,712 千円が適正に計上されている。

(老朽化率資産に対する対応について)

なお、取得価額 1,561,848 千円に対し、減価償却累計額は 798,075 千円であり資産老朽化率は 51.1%である。

資産の大半は平成 10 年度に建設されたものである。建設から 10 年以上が経過してきており、建物附属設備等の修繕が発生してくるものと予測されるため、計画的な点検と修繕に努める必要がある。

(イ) 地方債残高及び支払利息について

地方債残高として、翌年度償還予定額 61,808 千円と固定負債に計上されている地方債 451,252 千円を合わせた 513,060 千円が計上されている。

また、上記地方債残高に対する平成 22 年度の支払利息が 9,775 千円発生しており、大きなコスト負担となっている。

イ 資金収支計算書について

経常的収支は 20,966 千円の黒字、公共資産整備収支は 1,348 千円の赤字、投資・財務的収支は 19,618 千円の赤字で、当年度の資金増減は 0 円である。

経常的収入の主なものは指定管理者からの納付金 36,000 千円である。

投資・財務的支出は地方債の償還金 60,737 千円であり、その財源は一般会計からの繰入金 41,119 千円により賄われている。

(資金面からの収支の改善について)

過大な設備投資を地方債により実施しているため、多額の支払利息 9,775 千円と償還金 60,737 千円の負担が発生しており、納付金 36,000 千円では賸いきれない現状が認識できる（一般会計からの繰入金が 41,119 千円）。

なお、当会計においては、事業の不採算を理由とした指定管理期間中の撤退の申出が当時の指定管理者からあるなどして、協議の結果、平成 24 年度の指定管理者納付金 36,000 千円（定額部分）を 21,000 千円に減額することとなった。

さらに、平成 25 年度からの新協定においても同定額部分を 21,000 千円に見直すこととなった。

今後、耐用年数の経過に伴い、多額の維持修繕費の発生も予測されるため、一般会計からの繰入額は今後さらに増加することが見込まれる

指定管理者に対しては、できるだけ多くの利益還元がなされるよう経営努力を促す必要がある。

5 公営企業会計以外の公営事業会計

(1) 国民健康保険特別会計（事業勘定）

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 資金について

「国民健康保険財政調整基金」の残高 1,377,953 千円に当該年度の収支差額 2,462 千円を加えた 1,380,415 千円が計上されている。

出納整理期間中における基金の減少額 469,267 千円が控除されている。

(イ) 長期延滞債権及び未収金、回収不能見込額について

長期延滞債権 102,423 千円と回収不能見込額 53,257 千円（個別評価による）及び未収金 11,800 千円が計上されている。決算書の当年度未収金残高 36,611 千円から過年度分も滞納している者の債権 24,831 千円が適正に振り替えられている。また、還付未済額 20 千円が加算されている。

回収不能見込額 53,257 千円は、長期延滞債権 102,423 千円に対するものである。未収金 11,800 千円に対する回収不能見込額は個別評価した結果、計上されていない。

行政コスト計算書の回収不能見込計上額は、当年度見込額と前年度見込額の差額 16,542 千円に不納欠損額 37,913 千円を加算した 21,371 千円が計上されている。

(ウ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員 18 名分に係る期末までの要支給額 152,312 千円が当年度引当金として計上されている。

繰入額として、当年度の退職手当等引当金残高 152,312 千円から退職手当組合への積立金残高 2,753 千円を控除した 149,559 千円と前年度末の退職手当等引当金残高 135,933 千円（前年度末における退職手当組合積立金残高はなし）との差額 13,626 千円に、当年度退職手当組合への負担金拠出額 12,186 千円を加算した 25,812 千円が適正に計上されている。

賞与引当金及び賞与引当金繰入額として、平成 22 年度末に発生している 4 か月分の 6,988 千円が適正に計上されている。

(エ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストとしては、6,781,795 千円が計上されている。保険給付 4,774,477 千円（保険給付 4,792,034 千円から診療報酬審査 17,557 千円を控除）補助金等 1,566,899 千円（後期高齢者支援金 560,604 千円、介護給付費納付金 252,095 千円等）人件費 120,488 千円、物件費 166,926 千円、支払利息 754 千円等が計上される。

一方、経常収益は 4,565,427 千円である。分担金・負担金収入は 3,190,771 千円（前期高齢者交付金 1,867,361 千円等）、保険料収入としては、保険料 930,154 千円に当年度収入未済額 114,223 千円と不納欠損額 37,913 千円を加算し、前年度収入未済額 151,957 千円を控除した 930,333 千円が計上されている。

しかし、収入未済の調整は、当年度収入済み額から滞納繰越調定額のうち、当年度回収した額を控除し、現年度新たに調定した額のうち、収入未済となった額、及び不納欠損額を加算するのが本来の調整であり、正しくは現年度分の保険料・保険税調定額 933,375 千円が計上されないか確認を要する。

他会計繰入金は一般会計からの繰入金 429,219 千円である。

その結果、当年度の純経常行政コストとして 2,216,368 千円が計上されているが、保険料収入の見直しにより、経常収益 4,568,469 千円、純経常行政コスト 2,213,326 千円とならないか確認を要する。

イ 純資産変動計算書について

当期の変動額は純経常行政コストの 2,216,368 千円と補助金等受入 1,674,897 千円である。その結果、年度末の純資産残高は 1,284,834 千円に減少している。

ウ 資金収支計算書について

経常的収支額において 507,062 千円の赤字が発生している。歳入において前期高齢者交付金、国県補助金の財政調整交付金の減少や、保険給付費や償還金の増加等による。よって、期末の資金残高は 1,380,415 千円に減少している。

(2) 国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の 231,482 千円が正しく計上されているか確認した。

償却資産取得価額は 308,071 千円であり、耐用年数 25 年の定額法で償却され、未償却残額は 230,972 千円となっている。当該年度の償却額 11,045 千円が適正に計上されている。

平成 22 年度は 31,954 千円の施設整備費の支出がされている。主な要因は弥栄診療所、波佐診療所の空調設備改修によるものである。

土地取得費は 510 千円となっている。

(イ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員 8 名分に係る期末までの発生額 46,891 千円が当年度引当金として計上されている。

繰入額には、当年度末引当金残高 46,891 千円から当年度末退職手当組合への積立金残高 1,224 千円を控除した 45,667 千円から、前年度末引当金残高 45,577 千円を控除した 90 千円に、当年度退職手当組合負担金への拠出額 7,074 千円を加算した 7,164 千円が計上されている。

賞与引当金及び賞与引当金繰入額として、22 年度末に発生している 4 か月分の 5,450 千円が適正に計上されている。

(ウ) 地方債残高及び支払利息について

地方債残高として、翌年度償還予定額 20,044 千円と固定負債に計上されている地方債 155,185 千円を合わせた 175,229 千円が計上されている。

また、上記地方債残高に対する平成 22 年度の支払利息が 2,225 千円発生している。

(エ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストとしては、248,315 千円が計上される。

主なコストは、人件費 135,298 千円と物件費 85,572 千円である。減価償却費 11,045 千円と支払利息 2,225 千円も発生している。

一方、経常収益は 246,287 千円である。診療収入である事業収益が 180,160 千円、普通会計及び事業勘定からの繰入金収入が 60,976 千円計上されている。

その結果、当年度の純行政コストは 2,028 千円の赤字となる。

イ 純資産変動計算書について

期首純資産残高 12,201 千円に純経常行政コストの赤字 2,028 千円と補助金等受入 19,365 千円の増加額を加えて、期末の残高は 5,136 千円となる。

なお、補助金等受入として、公共資産等整備国県補助金等 1,917 千円（県支出金）、その他一般財源等 17,448 千円（財政調整交付金）の計 19,365 千円が計上されている。

ウ 資金収支計算書について

経常的収支は 17,871 千円の黒字、公共資産整備収支は支出 31,954 千円に対し、地方債発行 22,800 千円、国県補助金 1,917 千円、他会計補助金 9,154 千円により賄われており、収支黒字 1,917 千円が発生している。

投資・財務的収支は地方債の償還により 19,788 千円の赤字である。

(3) 老人保健医療事業特別会計

医療制度改革により、平成 20 年 4 月より「後期高齢者医療制度」が開始され、老人医療制度は廃止されたため、清算事務のみであり、記述は省略する。

(4) 後期高齢者医療特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 長期延滞債権及び未収金、回収不能見込額について

後期高齢者医療保険料（普通徴収分）に係る長期延滞債権 1,645 千円と未収金 637 千円の合計 2,283 千円が収入未済額として計上されている。

しかし、未収金 637 千円は還付未済額 498 千円を加算調整する前の額であり、本来は 1,135 千円が計上されないか確認を要する。

また、滞納繰越調定に係る当年度未収分が長期延滞債権へ振り替えられているが、現年度調定に係る未収金のうち、過年度分も未納の者の債権が含まれていないか確認を要する。

回収不能見込額についても、現状では計上されていないが、長期延滞債権が前年度に比べ 551 千円増加するとともに当年度で不納欠損額 988 千円が発生しているため、計上する必要がないか検討を要する。

(イ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員 3 名分に係る 11,993 千円が当年度引当金として計上されている。

繰入額として当年度末引当金残高 11,993 千円から当年度末退職手当組合への積立金残高 459 千円を控除した 11,534 千円から、前年度末退職手当等引当金残高 13,607 千円を控除し、当年度退職手当組合への拠出額 1,125 千円を加算した 948 千円が計上されている。当年度の退職手当組合への負担金拠出 1,125 千円が、積立金増加額 1,040 千円（H21 581 千円 H22 459 千円）の財源となったが、残額 85 千円は対象職員 1 名減少による影響もあり、戻入 948 千円に含まれている。

退職手当組合負担金は給与月額に対し一律で徴収され、各期末時点での在職職員に係る要支給額と直接連動していないためこのような現象が起こるものと思われる。

平成 25 年度から退職手当の引き下げがなされるため、今後の負担金の拠出割合についても検討が必要である。

賞与引当金及び賞与引当金繰入額として、平成 22 年度末に発生している 4 か月分の 880 千円が計上されている。

(ウ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストとしては、674,759 千円が計上される。

補助金等として後期高齢者医療広域連合納付金 645,193 千円、人件費 10,873 千円、物件費 5,842 千円等が計上されている。人件費には、決算統計上の人件費から退職手当組合負担金 1,125 千円及び前年度賞与引当金 1,042 千円が適正に控除されている。

これに対する経常収益は、保険料 468,391 千円、一般会計からの繰入金 195,223 千円等の 675,972 千円が計上されている。保険料には当年度徴収額 469,018 千円に収入未済額に係る調整額 1,615 千円（当年度末未収額及び長期延滞債権の額 2,283 千円 - 前年度末未収額及び長期延滞債権の額 3,898 千円の差額）と不納欠損額 988 千円の加算が行われているが、本来は当年

度分調定額 468,349 千円が計上されないか確認を要する。

差引き 1,213 千円の純経常行政コスト（黒字）についても、1,171 千円とならないか確認されたい。

なお、1,213 千円の黒字が計上されているが、一般会計からの多額の繰入（195,223 千円）により制度が支えられている現状が把握できる。

イ 資金収支計算書について

資産及び負債を抱えていないため、経常的収支の部のみ計上される。支出は納付金 645,193 千円、人件費支出 13,040 千円、物件費支出 5,842 千円等の 676,006 千円が計上される。対する保険料収入は 469,018 千円のため、一般会計からの繰入金 195,223 千円により賄われている。収支差額は 594 千円の黒字である。

ウ 純資産変動計算書について

期首純資産高 10,604 千円に純経常行政コスト 1,213 千円を加えた期末の残高は 9,391 千円となる。

6 地方三公社について

(1) 浜田市土地開発公社

ア 貸借対照表について

(ア) 有形固定資産計上の資産について

前年度末に計上されていた代行用地（長浜小改築用地 450,812 千円）は、市に売却したため当年度は計上されない。

なお、個別決算書上、固定資産の投資その他の資産（事業用資産）として石中央文化ホール隣接地 240,000 千円が計上されているが、4 表上は販売用不動産として流動資産に計上されている。固定資産への振替修正について検討を要する。

(イ) 販売用不動産の完成土地について

販売用不動産として、1,870,241 千円が計上されている。しかし、同額は個別決算書上の流動資産の完成土地等 108,697 千円、開発中土地 1,521,544 千円と、固定資産の投資その他の資産 240,000 千円の合計である。

「(ア)有形固定資産計上の資産について」で前述したとおり、投資その他の資産 240,000 千円は固定資産へ振り替えるべきものと思われる。

よって、販売用不動産としては 240,000 千円を控除した額が計上されないか検討を要する。

販売用不動産の計上については、財政健全化法における将来負担比率を算定する際の評価基準を用いる（浜田市は固定資産税評価額を調整する方法を採用）。

この算定方法に従い時価評価を行うと、竹迫住宅団地が 103,461 千円、漁民住宅団地が 23,050 千円、物流軽工業団地 14,827 千円、下府石中央団地が 403 千円となる。棚卸資産の評価基準に基づき帳簿価額といずれか低い方を採用することとなる（低価法）

販売用不動産のうち完成土地は個別決算書における帳簿価額 108,697 千円（竹迫住宅団地 2,057 千円、漁民住宅団地 16,950 千円、物流軽工業団地 178 千円、下府石中央団地 89,512 千円）が計上されているが、以下のとおり下府石中央団地については低価法により 403 千円が計上されないか確認を要する。

完成土地の価額について

(単位:千円)

完成土地の内訳	帳簿 価格	時価 評価額	4表 計上額	4表への要計上額
竹迫住宅団地	2,057	103,461	2,057	適正な帳簿価額の算出と低価法による計上の検討を要する。
漁民住宅団地	16,950	23,050	16,950	
物流軽工業団地	178	14,827	178	
下府石央団地	89,512	403	403	低価法による計上を行うこと。

(ウ) 販売用不動産の開発中土地について

販売用不動産のうち開発中土地 1,521,544 千円の確認を行った。すべて個別決算書の帳簿価額による金額が計上されている。

開発中土地は、時価評価額(正味実現価額)として販売見込額(旧原井小跡地 551,782 千円、旧医療センター跡地 1,589,313 千円)から販売経費見込額(旧原井小跡地 9,260 千円、旧医療センター跡地 216,300 千円)を控除した額(旧原井小跡地 542,522 千円、旧医療センター跡地 1,373,013 千円)と、帳簿価格(原井小跡地 433,136 千円、医療センター跡地 1,088,408 千円)との比較で少ない額が計上されている。

但し、販売経費見込額を確認したところ、今後見込まれる経費(アフターコスト)ではなくこれまで支出した経費も含まれているため、見直しを要する。

開発中土地の価額について

(単位:千円)

開発中土地の 内訳	帳簿 価額	販売 見込額	販売経費 見込額	時価評価額 (正味実現価額)	4表 計上額	4表への 要計上額
原井小跡地	433,136	551,782	9,260	542,522	433,136	販売経費見込額の見直しを要する
医療センター跡地	1,088,408	1,589,313	216,300	1,373,013	1,088,408	

(エ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

個別財務諸表で計上されている 49,039 千円が、退職給付引当金として計上されている。前年度引当金残高と同額のため、繰入は計上されていない。

連結上の賞与引当金 1,291 千円の積算根拠は、提出資料からは確認できない。

イ 行政コスト計算書について

(ア) 支払利息について

収益的支出の長期借入金利息 18,885 千円が計上されている。昨年度指摘した医療センター跡地に係る支払利息 4,877 千円は、当年度は帳簿価格に適正に計上されていることを確認した。

(イ) その他行政コストについて

公有地取得事業原価 453,066 千円(代公用地売却原価)と土地造成事業原価 165,469 千円(原井小跡地、医療センター売却原価)が計上されている。

(ウ) 経常収益について

事業収益 618,746 千円は、個別決算書における公有地取得事業収益と土地造成事業収益の合計であり適切に計上されている。

ウ 資金収支計算書について

経常的収支の部

(ア) 人件費について

個別決算書(キャッシュ・フロー計算書)が作成されており、収益的支出の人件費 9,618 千円から福利厚生費 20 千円を控除した 9,598 千円(報酬、給料、手当、法定福利費)が計上されている。

(イ) その他支出について

公有地取得事業及び開発事業用地取得事業として 59 千円が計上されている。

しかし、個別決算書(キャッシュ・フロー計算書)で事業活動によるキャッシュ・フローに上がっている土地造成事業支出 21,889 千円(4 表では公共資産整備収支の部に計上されている)が加算計上されないか確認を要する。

(ウ) 事業収入について

個別決算書(キャッシュ・フロー計算書)における公有地取得事業収益 771,885 千円と土地造成事業収益 165,471 千円の計 937,356 千円が適正に計上されている。

公共資産整備収支の部

地方三公社公共資産整備支出として、個別決算書のキャッシュ・フロー計算書の公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出 36,819 千円が計上されている。

しかし、「(イ) その他支出について」で前述したとおり、土地造成事業支出 21,889 千円は経常的収支に計上するものではないか確認を要する。

また、その他収入には利息の受取額 66 千円が計上されているが、経常的収入の諸収入に計上すべきものでないか確認されたい。

投資・財務的収支の部

長期借入金返済額として 953,007 千円が計上されている。

7 一部事務組合及び広域連合について

経費負担割合により、適正に比例連結されているかを中心に、資産計上額等について監査した。

(1) 浜田地区広域行政組合(一般会計)

ア 比例連結について

浜田市の負担金負担割合は総務費、企画費及び環境衛生事業(管理費、可燃ごみ処理事業費)の按分率の平均値約 78.25%となっている。

加入団体である江津市は約 21.75%となる。当該経費負担割合による比例連結割合を基に、資産及び費用が按分計上されている。

イ 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 有形固定資産の計上について

まず、団体全体(按分前)の貸借対照表上の有形固定資産 7,948,228 千円が正しく計上されているか監査した。

資産明細表より償却資産取得価額は 14,796,247 千円である。平成 22 年度の資本的支出は発生していない。減価償却計算表により、総務費、福祉(民生費)、環境衛生費の各計上資産が耐用年数 25 年の定額法で償却されている。当年度償却額は 504,599 千円、償却累計額は

7,481,611千円で償却資産帳簿価額は7,314,636千円である。土地の取得価額は633,590千円となっている。

償却資産に係る補助金額2,305,096千円についても、同様に償却処理され1,231,064千円が、純資産の部の公共資産等整備国県補助金等へ適正に計上されている。

次に、浜田市の比例連結による経費負担割合は約78.25(78.25333)%であるため、連結決算書においては、同割合による合理的な基準により資産按分され、6,219,754千円が浜田市分の有形固定資産として計上されている。

(イ) 基金残高と資金について

団体の「浜田地区ふるさと市町村圏振興基金」1,002,831千円、資金15,465千円は、経費負担割合により、浜田市分はそれぞれ784,749千円と12,102千円が適正に計上されている。基金の大半は、有価証券900,000千円(国債5年物)である。

(ウ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

団体における一般会計全体の退職手当引当金229,884千円が計上されている。浜田市分の引当金は、比例連結割合により179,892千円が適正計上されている。

全体の退職手当引当金繰入等額は21,082千円で、浜田市分は16,497千円が計上されている。目的別への按分は、実支出額によるとのことである。

賞与引当金は、団体全体では6,858千円、浜田市分として5,367千円が計上されている。

(エ) 地方債残高及び支払利息について

団体の地方債残高として、翌年度償還予定額404,618千円と固定負債に計上されている地方債3,947,130千円を合わせた4,351,748千円が計上されている。

また、上記地方債残高に対する平成22年度の支払利息が73,028千円発生している。

浜田市の地方債残高の按分額は3,405,388千円、支払利息は57,147千円が計上される。

(オ) 当年度純経常行政コストについて

団体全体での経常行政コストとして1,425,992千円、浜田市按分額1,115,887千円が計上される。

主なコスト(浜田市按分計上額)は、人件費101,343千円、物件費(委託料等)469,733千円、減価償却費394,866千円、支払利息57,147千円である。

一方、経常収益(浜田市分)は1,005,102千円である。

使用料・手数料収入は47,618千円であり、市からの負担金収入が957,484千円である。

その結果、当年度の純行政コストは110,785千円となる。

ウ 資金収支計算書について

浜田市按分計上額は、経常的収支は311,818千円の黒字、投資・財務的収支は地方債償還により311,779千円の赤字となっている。

(2) 浜田地区広域行政組合(介護保険特別会計)

ア 比例連結について

浜田市の経費負担割合は管理費及び給付費の浜田市按分率の平均値67.39%となっている。加入団体である江津市は32.61%となる。当該経費負担割合による比例連結割合を基に、資産及び費用が適正に按分計上されている。

イ 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 資金と基金残高について

基金は「介護給付費準備基金」375,958千円と「介護従事者処遇改善臨時特例基金」25,464千円及び退職手当組合積立金148,001千円の計549,423千円、資金は59,763千円であり、浜田市分は経費負担割合により、それぞれ370,261千円と40,275千円が適正に計上されている。

(イ) 長期延滞債権及び未収金及び回収不能見込額について

団体の収入未済額24,745千円が按分により、浜田市分の長期延滞債権9,793千円及び未収金6,883千円に計上されている。

なお、回収不能見込額について、行政コスト計算書の回収不能見込計上額に団体分10,661千円(浜田市按分計上額7,185千円)が計上されているにも拘らず、貸借対照表の回収不能見込額が計上されていないため確認を要する。

(ウ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

介護保険事業会計全体の退職手当等引当金52,032千円、浜田市分は按分比率による35,065千円が計上されている。

団体(介護)の退職手当等引当金繰入等2,751千円は、当年度引当金52,032千円と前年度引当金51,755千円の差額277千円に退職金(退職手当組合負担金)3,721千円を加えた額が計上され、浜田市分は1,854千円となっている。

しかし、当年度の退職手当組合積立金が148,001千円が計上されている。前年度の4表に同組合への積立金は計上されていなかったが、当年度の4表作成時に前年度残高として146,754千円が修正計上されている。

このことから、会計全体の引当金繰入等は、正しくは以下のF(4,691千円)とならないか確認を要する。なお、この場合、浜田市の按分計上額は3,161千円となる。

退職手当引当金繰入等の試算 (単位：千円)

前年度	退職手当引当金残高 A	51,755
	退職手当組合積立金残高 B	146,754
当年度	退職手当引当金残高 C	52,032
	退職手当組合積立金残高 D	148,001
当年度退職手当組合負担金 E		3,721
当年度退職手当引当金繰入等 F = (A - B) - (C - D) + E		4,691

当団体の介護保険特別会計の賞与引当金及び繰入額は2,580千円が計上され、浜田市按分計上額は1,739千円となる。

(エ) 当年度純経常行政コストについて

介護保険事業全体での経常行政コストとして9,304,337千円、浜田市按分額6,270,274千円が計上される。

主なコストの大半は、社会保障給付の介護サービス等諸費7,693,682千円(浜田市按分計上額5,184,839千円)である。

一方、経常収益5,447,836千円(浜田市分3,671,344千円)の主なものは、介護保険料1,401,299千円(浜田市分944,348千円)負担金2,680,466千円(浜田市分1,806,389千円)他会計補助金等1,363,149千円(浜田市分913,638千円)である。

その結果、当年度の純行政コストは3,856,501千円(浜田市分2,598,930千円)となる。

多額の純経常コストが発生しており、マイナス分は国県補助金 3,740,010 千円（浜田市分 2,520,425 千円）により賄われている。

(3) 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合

ア 比例連結について

負担金負担割合は浜田市 58%、江津市 42%となっている。当該経費負担割合による比例連結割合を基に、資産及び費用が適正に按分計上されている。

イ 貸借対照表及び行政コスト計算書について

団体全体の資産は、有形固定資産（共同浴場他）39,444 千円、財政調整基金現在高 10,194 千円、歳計現金 3,491 千円が計上されており、浜田市分は経費負担割合により、有形固定資産 22,878 千円、財政調整基金 5,913 千円、歳計現金 2,124 千円が適正按分されている。

団体の費用は、個別決算書により、人件費 142 千円、物件費 20,412 千円、維持補修費 1,926 千円及び補助金等 1,643 千円が計上されている。

なお、資産に係る減価償却費は 2,116 千円である。

浜田市分は按分比率により、人件費 83 千円、物件費 11,839 千円、維持補修費 1,117 千円、減価償却費 1,227 千円、補助金等 754 千円が適正計上されている。

経常収益は、使用料・手数料 20,215 千円（浜田市分 11,725 千円）、分担金・負担金 5,671 千円（浜田市分 3,190 千円）が計上される。

よって、純経常行政コストには 353 千円（浜田市分 105 千円）が計上される。

(4) 島根県市町村総合事務組合

ア 比例連結について

規約に基づく当該年度の経費負担割合に応じた「比例連結」が適正か確認した。

島根県市町村総合事務組合への浜田市負担額は 2,046 千円となっている。

団体の個別決算書において、各市町村の負担金合計額は 25,196 千円のため浜田市の比例連結の割合は 8.12%となる。

イ 貸借対照表等について

団体全体の資産は、個別決算書等により有形固定資産 3,008,603 千円、その他特定目的金 689,218 千円、財政調整基金 206,813 千円、歳計現金 4,665 千円が計上されており、浜田市分は経費負担割合 8.12%により、有形固定資産 244,309 千円、基金等 55,967 千円、資金（財政調整基金と歳計現金）17,173 千円が適正按分されている。

同様に、行政コスト計算書、純資産変動計算書においても、比例連結により経費負担割合に基づいた浜田市分の金額が按分計上されている。

(5) 島根県後期高齢者医療広域連合（普通会計及び保険事業会計）

ア 比例連結について

普通会計における浜田市の経費負担割合は、各市町村負担金合計の 315,250 千円のうち 26,327 千円（均等割 10%、人口割 45%、被保険者割 45%）で 8.3%となっている。

保険事業会計における浜田市の経費負担割合は、14,769,084 千円のうちの 1,358,867 千円（保険料等負担金 645,194 千円、療養給付費負担金 713,673 千円）で、9.2%となっている。

貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書において、比例連結により経費負担割合に基づいた浜田市分の金額が按分計上されている（一部抽出による）。

イ 当年度純経常行政コストについて

普通会計の全体においては、954,568千円の経常行政コストが発生し、経常収益は187,545千円、純経常行政コストは767,023千円が計上されている。

浜田市分は経費負担割合の8.3%で按分され、行政コストが79,229千円、経常収益が15,566千円で、平成22年度の純経常行政コストは63,663千円が計上される。

後期高齢者医療事業会計の全体においては、行政コストは97,865,377千円（保険給付費94,456,555千円等）、経常収益は55,014,545千円で、差引き純経常行政コストは42,850,832千円となっている。

浜田市分は経費負担割合の9.2%で按分され、行政コストが9,003,615千円、経常収益が5,054,989千円で、平成22年度の純経常行政コストは3,948,626千円が計上される。

8 第三セクター等について

(1) 財団法人 浜田市教育文化振興事業団

三隅町教育文化振興財団と平成22年4月に合併している。

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 基金等計上額について

基金等201,875千円が計上されている。内訳は、個別決算書の基本財産に計上されている100,000千円（定期預金64,002千円と投資有価証券35,998千円）と、特定資産に計上されている指定管理事業積立預金100,000千円、美術品等購入積立預金1,875千円である。

投資有価証券35,998千円の内、15,998千円は5年物国債、20,000千円は10年物国債である。

資金には、財団の一般会計の現金預金19,019千円とミュージアムショップ特別会計の現金預金3,075千円の計22,094千円が適正に計上されている。

流動負債の「その他」に計上されている14,626千円は、前受金及び預り金である。

(イ) 棚卸資産の計上について

昨年度も指摘したが、ミュージアムショップ、カフェの棚卸資産が計上されていないため、確認を要する。

(ウ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

個別決算書には計上されていないが、賞与引当金3,092千円が連結修正で計上されている。行政コスト計算書の引当金繰入額も同額の3,092千円が適正に計上されている。

退職手当引当金及び引当金繰入額は、中小企業退職金共済制度に加入しているため発生しない。なお、掛金については、個別財務諸表において費用処理されており、連結財務書類上も同様に処理されていることを確認した。

(エ) 施設の減価償却について

施設（有形固定資産）は普通会計で保有しているため、団体の決算書に減価償却費は計上されない。

しかし、各施設ごとの償却の状況を把握することが、今後の財政運営上及び施設の維持管理上、有効である。

昨年度指摘事項：なお、試算ではあるが、石中央文化ホールの初期投資額2,573,790千円、世界こども美術館の初期投資額1,693,600千円を教育施設の耐用年数50年で償却計算した場合、年間の減価償却費は文化ホールが51,476千円、世界こども美術館が33,872千円となる。

(オ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストとしては、412,366千円が計上されている。

人件費 127,907千円、物件費 258,095千円、維持補修費 14,293千円(協定書により50万円未満のもの)等が計上されている。

昨年度も指摘したが、棚卸資産が計上されておらず、ミュージアムショップ、カフェの売上に係る売上原価が計上されていない。収益と費用を対応させ、適正な経理処理に努められたい。

(経常収益の計上額と受益者負担率について)

経常収益全体では407,396千円が計上されている。

そのうち、「事業収益」には260,472千円が計上されている。

しかし、実際の受益者負担額は、団体決算書の「施設利用収益」89,284千円と「事業収益」のうちの「自主事業収益」32,379千円(団体一般会計)と「販売事業収入」4,617千円の計126,280千円のみである。

「事業収益」のうちの残額134,192千円は市からの管理委託金であり、「その他特定行政サービス」に計上される146,874千円のほとんどは市からの補助金である。

よって、受益者負担率は30%程度に留まっている。特に、世界こども美術館の受益者負担率は10%未満であるため、今後、更なる経営努力を促す必要がある。

(2) 株式会社 かなぎ (かなぎウエスタンライディングパーク)

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書について

(ア) 繰延資産(開業費)の償却について

昨年度も指摘したが、個別決算書上及び連結財務書類4表上において、繰延資産(開業費)として28,033千円が計上されている。税法上は任意償却とされていることから償却期間(5年)経過後も償却がされていない。

しかし、企業会計上(「企業会計原則」や「連続意見書・繰延資産について」等による)償却の期間を最大限5年以内にとどめる必要がある。よって、平成22年度決算時点においては、既に償却済として実態がないため、繰延資産を計上するのは妥当ではない。連結修正として資産から落とすことを検討されたい。

(イ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

平成20年度から「中小企業退職金共済制度」に加入しており、提出資料によると、期末において、掛金納付額588千円、退職金試算額2,366千円が発生している。

中小企業退職金共済制度掛金については、個別財務諸表において費用処理されており、連結財務書類上も同様に処理されている。

賞与引当金及び引当金繰入額については、提出資料により、平成23年度上期(8月支給:2月~7月分)の支給がされないため、平成22年度分の引当金の計上も発生しない。

(ウ) 減価償却額の計上について

昨年度も指摘しているように、減価償却未実施の資産がある。法人税法上は任意償却が認められているが、「企業会計原則、第三 貸借対照表原則の五の2項」及び「連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について」によれば、費用配分の原則に基づいて、その耐用期間における各事業年度に配分しなければならない。

よって、団体の決算書において適正に償却を実施するため、連結修正処理を行うか、連結財務書類4表において注記への記載を検討されたい。

(エ) 純資産の部の「他団体及び民間出資分」計上額について

他団体及び民間出資分として13,461千円が計上されている(連結企業会計上、少数株主持分にあたる)。

団体の財務諸表上、資本金は 450,000 千円であるが、繰越欠損金 415,573 千円が生じているため、株主資本（連結上の純資産）は 34,427 千円となる。他団体等出資比率 39.1%（浜田市分 60.9%）で按分計算した 13,461 千円が計上されることになる。

しかし、この額についても、繰延資産及び減価償却の未償却分を考慮した、実質的な株主資本額に対する按分額に修正することを検討されたい。

(3) 有限会社 ゆうひパーク三隅

ア 貸借対照表について

(ア) 圧縮記帳を行った固定資産の修正について

連結財務書類 4 表において、有形固定資産として 1,433 千円が計上されている。

圧縮記帳を行った固定資産については、減価償却開始時点から固定資産全額を償却対象として減価償却計算を連結修正する必要がある。

また、国県補助金等を財源として固定資産を取得した場合は、純資産の部において、「公共資産等整備国県補助金等」に減価償却後の補助金額を計上する必要がある。

(イ) 純資産の部の「他団体及び民間出資分」計上額について

他団体及び民間出資分として 2,913 千円が計上されている（連結企業会計上、少数株主持分にあたる）。

団体の決算書上、資本金は 6,000 千円であるが、繰越利益剰余金 728 千円が生じているため、株主資本（連結上の純資産）は 6,728 千円となる。他団体等出資比率 43.3%（浜田市分 56.7%）で按分計算した 2,913 千円が計上されることになる。

イ 行政コスト計算書について

(ア) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

退職手当引当金に 805 千円、引当金繰入等に 6 千円を修正計上している。

「中小企業退職金共済制度」には未加入で、独自に、退職金支給に備え積立（平成 22 年度期末で 805 千円、年度末に普通退職した場合の支給見込額と同額）を実施している。

よって、積立額 805 千円を資産の基金等へ計上し、同額を引当金として負債計上している。

賞与引当金及び繰入額については、提出資料により、平成 22 年度支給がないため計上されないことを確認した。

(イ) 当年度純経常行政コストについて

経常行政コストは 76,172 千円が計上されている。

主なコストは、人件費 24,867 千円、物件費（水道光熱費等）8,908 千円、維持補修費 272 千円、減価償却費 331 千円、その他行政コスト 41,359 千円（売上原価 40,476 千円と雑費 877 千円等）である。

一方、経常収益は 75,704 千円（売上高 75,263 千円と営業外収益 441 千円）である。

(4) 財団法人 浜田市都市環境整備公社（竹迫墓地、笠柄墓地の管理）

同団体は連結対象団体であるが、平成 22 年度末で解散し、当該事業を市に移管しているため、記述は省略する。

(5) 財団法人 ふるさと弥栄振興公社(ふるさと体験村)

ア 貸借対照表について

資産 58,957 千円、負債 4,945 千円、純資産 54,012 千円が計上されている。

資産の内訳は、現金預金 22,303 千円、基本財産預金 30,000 千円、未収金 3,298 千円、貯蔵品 1,362 千円、固定資産 1,994 千円(特別会計元入金 198 千円を含む)等である。

負債は、個別決算書の 3,903 千円に賞与引当金 1,042 千円が加算された 4,945 千円が計上されている。内訳は未払金 2,126 千円、未払消費税等 1,503 千円、一般会計元入金 198 千円等である。

なお、一般会計元入金 198 千円は、実際は会計間の入金額の振替のため実態がない。修正されたい。

退職給与引当金は計上されていない。中小企業退職金共済組合に加入しているため、行政コスト、貸借対照表に計上されないことを確認した。

イ 行政コスト計算書について

経常行政コストは 71,198 千円が計上されている。

主なコストは、人件費 24,287 千円、物件費(水道光熱費等) 20,202 千円、維持補修費 172 千円、減価償却費 467 千円、補助金等 9,480 千円(租税公課:消費税、自動車税、印紙税等、酒税)、その他行政コスト 15,082 千円(売上原価 14,181 千円と雑費 901 千円)である。

なお、平成 24 年度財政援助団体等監査でも指摘しているように、消費税等の申告に誤りがあり修正申告を行っているため、修正の必要性について検討されたい。

また、その他行政コストとして法人税等 563 千円が計上されるはずであるが、個別決算書に計上されていないため確認が必要である。

一方、経常収益 72,876 千円は、事業収益 41,318 千円とその他特定行政サービス収入 31,558 千円(市補助金 30,231 千円、雑収益 583 千円等)が計上されているが、平成 24 年度の財政援助団体等監査でも指摘しているように、市補助金 30,231 千円のうち大半に当たる 26,161 千円が指定管理料である。また、3,073 千円が事業委託金であるため、両収益は本来事業収益に加算計上すべきである。

差引純行政コストとして 1,678 千円(益金計上)が計上されている。

しかし、受益者負担に相当するのは事業収益 41,318 千円のみであるため、受益者負担割合は 58%となり、コストの 4 割は税負担で賄われていることには注意が必要である。

ウ 資金収支計算書について

経常的収支の部

経常支出の計は 72,257 千円(人件費 25,394 千円、物件費 23,030 千円、補助金等 9,480 千円、その他支出 14,353 千円)である。

収入は、個別決算書の 73,821 千円(事業収入 43,502 千円、国庫補助金等 129 千円、その他収入 30,190 千円)から、事業収入 4,970 千円を連結修正し、経常的収支は 3,406 千円となっている。

公共資産整備収支の部

固定資産取得支出 468 千円が計上されている。

その結果、当期の資金変動額は 3,874 千円の資金の減少、期末資金残高 22,303 千円が計上されている。

9 連結財務書類 4 表全般におけるその他確認事項及び法定決算書等の連結修正処理について

基本的に、連結修正に係る手続き等については、個別の財務書類の項目において記載したが、その他確認事項の追加内容を記載する。

(1) 減価償却の耐用年数について

現行では、資産の性質や構造別によらず、教育費 50 年、衛生費 25 年など目的別の耐用年数により一律に償却計算している。

しかし、本来は建物や附属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品などの性質及び構造別により償却を算定するものであり、総務省方式による償却の計算では資産の実態と大きく乖離していると推測される。今後、実態に見合った償却の計算をするよう段階的に見直しを検討されたい。

(2) 販売用不動産の計上について

公社に係る土地のみが計上されているが、一般会計で所有している分譲住宅地は本来売却可能資産ではなく販売用不動産として計上すべきものである。

評価は、取得価額と時価（販売経費控除後）のいずれか低い価額を計上する低価法による。

時価（正味売却価額）が取得価額を下回った場合には評価損の計上を検討する必要がある（「棚卸資産の評価に関する会計基準」：改正 20 年 9 月 26 日による。）ため、各資産の性質により厳密に区分する必要がある。

(3) 無形固定資産の計上について

水道事業会計の施設利用権 104,113 千円と(株)かなぎの電話加入権 291 千円が計上されている。

水道部の施設利用権については昨年度も指摘しているが、償却年数 70 年の根拠は不明とのことである。内容的には西分庁舎の建設費を水道部の専用面積で按分した額を負担しており、鉄筋コンクリート造の建物に係る耐用年数の適用が妥当であるため修正を検討されたい。

(4) 長期未払金の計上について

連結対象団体の長期未払金は 247 千円が計上されている。(有)ゆうひパーク三隅（5 月決算）の長期未払金計上額 247 千円が連結上修正計上されている。

(5) 退職手当等引当金の計上について

個別の事項で記載したとおり、退職手当組合に加入しており、同組合に対する積立金が発生しているため、退職手当等引当金繰入を計上する際には同積立額を適正に考慮されたい。

(6) 消費税等の会計処理について

昨年度も指摘しているとおり、原則として、連結財務書類を作成する際は普通会計と同様の税込処理を採用しなければならないが、公営企業会計、第三セクター等において法定決算書が税抜処理されている場合は、採用した消費税等の会計処理方式を注記されたい。

(7) 出納整理期間中の現金受払いの調整について

水道事業会計における未収金 32,809 千円（普通会計に対する 11,747 千円、下水道事業会計に対する 21,060 千円、駐車場事業会計に対する 2 千円）、浜田市教育文化振興事業団における普通会計に対する未収金 9,316 千円、未払金 1,215 千円、ふるさと弥栄振興公社における普通会計に対する未収金 2,233 千円が年度末に発生しているとのことである。

算定基準に基づき、5 月 31 日（出納整理期間中）までに現金の受払いがされた取引は、当年度の取引として調整し、普通会計において歳計現金を増減し、他会計において未収金及び未払金を加減させている。

10 連結会計の単純合算及び内部取引の相殺消去について

単純合算の確認、科目の読替等の確認、内部取引の相殺消去等の確認等を行った。

(1) 相殺消去の処理について

会計間（または法人間）の取引について、その相殺消去が適切に処理されているか監査した（一部、抽出による）。

なお、水道料金、下水道使用料、施設使用料などの条例で金額が定められているものは、算定ルールにより、内部取引の相殺消去の対象から除かれている。

ア 投資（出資金）と資本金の相殺消去について

連結会計間で出資を行っているため、投資と資本の相殺消去が適正に行われているか監査した。

普通会計から水道事業会計への出資金 742,794 千円、工業用水道事業会計への出資金 174,815 千円、(株)かなぎへの出資金 274,250 千円、(有)ゆうひパーク三隅への出資金 3,400 千円、浜田市都市環境整備公社への出資金 2,000 千円、浜田市教育文化振興事業団への出資金 100,000 千円、ふるさと弥栄振興公社への出資金 55,000 千円、浜田市土地開発公社への出資金 5,000 千円が計上されている。

普通会計の貸借対照表の投資等「投資及び出資金」と出資受入れ団体の貸借対照表の純資産の部「公共資産整備等一般財源等」とで相殺消去されていることを確認した。

イ 債権債務の相殺消去について

連結会計間での貸付金と借入金及び未収金と未払金について、相殺消去が適正に行われているか確認した。

昨年度まで計上されていた普通会計から土地開発公社への未払金は当年度末 0 円で相殺されるものがないことを確認した。

ウ 補助金支出と補助金収入の相殺消去及び繰入れと繰出し、委託料の支払と受取の相殺消去について

会計間における補助金等の支給と受入れ、繰入れ・繰出しが行われている。また、委託料の支払いと受け取りが行われているため、連結行政コスト計算書及び連結資金収支計算書において、相殺消去が行われているか確認した（一部抽出による）。

普通会計から水道事業会計への繰出金 114,399 千円（410 千円 + 113,989 千円）が、連結行政コスト計算書の経常行政コスト「他会計等への支出額」（普通会計）と経常収益「他会計補助金等」（水道事業会計）で、また、上記取引が資金収支計算書の経常的収支の部の「他会計等への事務費等充当財源繰出支出」12,742 千円、「他会計等への建設費充当財源繰出支出」857 千円、投資・財務的支出の部の「他会計等への公債費充当財源繰出支出」100,800 千円（普通会計）と経常的収支の部の「他会計補助金等」（水道事業会計）で相殺消去されている。

工業用水道事業会計への繰出金 540 千円が、行政コスト計算書の経常行政コスト「他会計等への支出額」（普通会計）と経常収益の「他会計補助金等」（工業用水道事業会計）で相殺消去されている。また、資金収支計算書の「他会計等への事務費等充当財源繰出支出」232 千円と、他会計等への公債費充当財源繰出支出 10,237 千円のうち、支払利息の充当財源となった 308 千円（普通会計）と経常収益「他会計補助金等」（工業用水道事業会計）540 千円で相殺消去されている。

普通会計から簡易水道事業会計への繰入金 397,354 千円が、連結行政コスト計算書の経常行政コスト「他会計等への支出額」(普通会計)と経常収益「他会計補助金等」(簡易水道事業会計)と相殺消去されている。

また、連結資金収支計算書において、普通会計から繰出した経常的収支の部の「他会計等への事務費等充当財源繰出支出」134,129 千円、公共資産整備収支の部の「他会計等への建設費充当財源繰出支出」2 千円、投資・財務的収支の部の「他会計等への公債費充当財源繰出支出」263,223 千円が、簡易水道事業会計の経常的収支の部の「他会計補助金等」207,125 千円、公共資産整備収支の部の「他会計補助金等」3,813 千円、投資・財務的支出の「他会計補助金等」186,416 千円で相殺消去されている。

特別会計においては同様に、普通会計から公共下水事業会計への繰入金 216,517 千円、農業集落排水事業会計への繰入金 169,585 千円、個別排水事業会計への繰入金 1,463 千円、漁業集落排水事業会計への繰入金 22,990 千円、生活排水事業会計への繰入金 13,140 千円、国民宿舎事業会計への補助金 41,119 千円、国民健康保険会計(事業勘定)への繰入金 429,219 千円、国民健康保険会計(直診勘定)への繰入金 46,187 千円、老人保健医療事業会計への繰入金 1,317 千円、後期高齢者医療会計への繰入金 195,223 千円が、連結行政コスト計算書及び連結資金収支計算書において、それぞれ相殺消去されている。

また、工業用水道事業会計 1,431 千円、公共下水道事業会計 216 千円、農業集落排水事業会計 114 千円が、連結行政コスト計算書の「補助金等支出」(各会計分)と「分担金・負担金収入」のうち 1,761 千円(水道事業会計)と相殺消去されている。

駐車場事業会計から普通会計への繰入金 19,381 千円が、連結行政コスト計算書の「他会計等への支出額」(駐車場事業会計)と「事業収益」(普通会計)とで相殺消去されているが、普通会計における相殺科目は他会計補助金等が正当ではないか確認を要する。連結資金収支計算書においても、経常的収支の部の「その他支出」(駐車場事業会計)と「その他収入」(普通会計)と相殺消去されているが、相殺科目について確認を要する。

さらに、連結対象団体分として一部事務組合や公社、第三セクター等についても同様に、以下の内部取引が相殺消去されている。

ただし、後期高齢者医療連合(保険事業)との相殺消去において、行政コスト計算書では適正に行われているが、資金収支計算書では行われていない。

また、後期高齢者特別会計と後期高齢者医療連合(保険事業)との相殺消去においても行政コスト計算書では適正に行われているが、資金収支計算書では行われていないため、確認を要する。

普通会計と連結対象団体の相殺消去 (単位：千円)

行政コスト計算書	普通会計	各会計
1 補助金等 分担金・負担金・寄附金		
島根県総合事務組合	2,046	2,046
後期高齢者医療連合	15,663	15,663
浜田地区広域行政組合(普通会計)	957,483	957,483
2 他会計への支出 他会計補助金等		
浜田地区広域行政組合(介護事業特別会計)	918,638	918,638
後期高齢者医療連合(保険事業)	10,664	10,664
後期高齢者医療連合(保険事業)	713,673	713,673
3 物件費 事業収益		
(株)かなぎ	20,000	20,000
(有)ゆうひパーク三隅	4,730	4,730
浜田市教育文化振興事業団	146,578	146,578
ふるさと弥栄振興公社	29,234	29,234
4 物件費 分担金・負担金・寄附金		
後期高齢者医療連合(保険事業)	18,119	18,119
5 補助金等 その他特定行政サービス収入		
浜田市教育文化振興事業団	134,777	134,777
ふるさと弥栄振興公社	1,378	1,378
(株)かなぎ	300	300

(単位：千円)

資金収支計算書	普通会計	各会計
1 補助金等 分担金・負担金・寄附金		
島根県総合事務組合	2,046	2,046
後期高齢者医療連合	15,663	15,663
浜田地区広域行政組合(普通会計)	957,483	957,483
2 他会計への支出 他会計補助金等		
浜田地区広域行政組合(介護事業特別会計)	918,638	918,638
後期高齢者医療連合(保険事業)	10,664	10,664
後期高齢者医療連合(保険事業)	713,673	713,673
3 物件費 事業収入		
(株)かなぎ	20,000	20,000
(有)ゆうひパーク三隅	4,730	4,730
浜田市教育文化振興事業団	146,578	146,578
ふるさと弥栄振興公社	29,234	29,234
4 物件費 分担金・負担金・寄附金		
後期高齢者医療連合(保険事業)	18,119	18,119
5 補助金等 その他収入		
浜田市教育文化振興事業団	134,777	134,777
ふるさと弥栄振興公社	1,378	1,378
(株)かなぎ	300	300

計上する必要があるか要確認

連結対象団体間の相殺消去

(単位：千円)

行政コスト計算書	後期高齢者 普通会計	後期高齢者 保険事業特別会計
1 他会計への支出額 他会計補助金等	58,557	58,557

資金収支計算書	後期高齢者 普通会計	後期高齢者 保険事業特別会計
1 他会計等への支出 他会計補助金等	58,557	58,557

行政コスト計算書	後期高齢者 特別会計	後期高齢者 医療連合 保険事業
1 補助金等 分担金・負担金・寄附金	645,193	645,193

資金収支計算書	後期高齢者 特別会計	後期高齢者 医療連合 保険事業
1 補助金等 分担金・負担金・寄附金	645,193	645,193

計上する必要があるか要確認

エ 受取利息と支払利息について

内部取引における相殺消去は発生していない。

11 連結財務書類 4 表の今後の活用と分析について

平成 22 年度は、平成 19 年度の普通会計単体の財務書類作成から 4 年目、連結財務書類の作成から 3 年目となる。

この間、作成担当課におけるノウハウの蓄積や複式簿記への理解の深化、作成事務への習熟度が増す中で財務書類の精度向上も確実に図られてきており、評価するものである。

今後は複式簿記への理解を一層深化させるとともに、売却可能資産の計上額の精査や各会計における債権額算定基準の統一化、退職手当等引当金繰入等の精査や連結対象団体の財務諸表の連結修正等の精度の向上、注記の充実が求められる。

また、資産台帳の整備により、段階的に資産計上や減価償却費の計上において精度向上を図る必要がある。

公共資産をめぐる動きとして、「公共施設の有効活用検討チーム」から「浜田市における公共施設の見直しの必要性について」の報告書が提出された。

同報告書においては、少子高齢化、人口減少が顕著な当市においては、施設の利用者、負担の担い手である市民の減少を見据え、施設数・施設規模の適正化が避けて通れないこと、統廃合による効率化や用途変更等による有効活用、市民ニーズと財政状況に適応した再配置計画を検討すべきとの意見がなされている。

また、現在保有する公共施設に係る今後 60 年の更新経費についての試算もなされており、今後 5 年で見込まれている改修経費が 62.5 億円、建替経費が 89.2 億円にのぼること、合併算定替えが皆減後の平成 34 年度以降の試算においては、年度当たり平均して約 32 億円の経費を要する旨の試算がなされた。この額は平成 24 年 12 月に公表された「中期財政見通し」上の平成 33 年度における予算規模 322 億円の 1 割に相当する額である。

平成 22 年度の普通会計財務書類上では、当年度の償却対象資産の取得価格は約 53 億円であり、そのうち道路・橋梁等のインフラ資産に該当すると思われる 18 億円(農林水産業費の造林、林道、治山、砂防、漁港、海岸保全、商工費の国立公園等、土木費の道路、橋梁、河川、砂防、海岸保全、港湾、都市計画(街路・都市下水路・区画整理・公園)を控除すると、35 億円となる。

なお、この 35 億円全額が大規模改修・更新費用ではなく、新たな資産(雇用促進住宅等)の取得に係る額も含まれていることには注意が必要である。

平成 22 年度における普通会計の予算規模は約 390 億円となっている。これは市町村合併の恩恵を最大限活用した予算付けとなっているが、当市の身の丈を大きく超えた予算規模である(平成 22 年度の標準財政規模は約 205 億円)。中期財政計画上は、平成 27 年度まで手厚い予算規模となっている。

合併の恩恵の 1 つである合併算定替えが今後遞減し、財政規模の大幅な縮小を迫られる中、平成 22 年度とほぼ同額の大規模改修・更新需要が毎年度見込まれるということは、このまま手をこまぬいていけば、必然的に他の事業への投下財源が圧迫されることを意味する

また、中期財政見通しでは、推計の前提として平成 33 年度の普通建設事業費を 16 億円と設定しており、平成 22 年度決算(69 億円:用地取得費含む)との比較で 53 億円、77%減を行っても、実質単年度収支は 17 億円の赤字となることも示されている。また、16 億円という金額は、平成 22 年度の公共インフラ整備のみに要した費用 18 億円をも下回っており、公共資産の見直しに向けて待たなしの状況であることを意味している。今回の調査報告は、公共資産の統廃合、適正化に向けた検討が進まない状況に一石を投じることとなった点で大きな成果である。

また、平成 25 年度当初予算概要では、政策枠の新規事業として「公共資産適正化推進事業」について、2 か年の総事業費 12,000 千円が示された。事業内容は公共施設白書と再配置計画の作成で、平成 25 年度は 7,000 千円が計上された。公共施設白書と再配置計画の作成が事業化されたことは、施設の統廃合・再配置に向けた検討が本格始動、具体化されたことであり、大きな前進と言える。

その他の動きでは、平成 25 年 3 月議会全員協議会で、速報値として簡易水道施設資産の調査結果が報告された。

この報告では、平成 23 年度末の簡易水道施設資産額は減価償却前で約 181 億円（但し取得財源に補助金 53 億円を充当）、既に償却済みの年数に係る額が 71 億円、年度当たりの償却費がフル償却で 4.7 億円、みなし償却の場合は 3.3 億円となることが明らかとなった。

上水道事業との統合は平成 28 年度末を目途とされているが、地方公営企業会計制度の抜本的見直しにより平成 26 年度からみなし償却制度が廃止される。

料金改定幅を抑制するため、料金算定においてはフル償却せずみなし償却で算定し、償却不足分の約 1.4 億円を普通会計から繰り入れるという方法では、中期財政見通しに示された平成 29 年度以降の他会計繰入の推計額は増加することになる。また、償却済みに当たる 71 億円の財源をめぐり、協議結果によっては普通会計からの繰入額が将来的に増大することにもなりかねない。

平成 22 年度の普通会計における行政コスト計算書では、補助金等 34 億円、他会計等への支出額 33 億円、他団体への公共資産整備補助金等 10 億円が発生している。

これは、他会計において普通会計からの繰入の更なる減額につながるよう自助努力を求める必要があること、補助のあり方についても根本的に見直す必要があることを示している。

また、中期財政見通しでは、扶助費（4 表では社会保障給付が該当）は平成 33 年度で 74 億円と推計されている。財政規模を縮小していく中、社会保障給付は国の抜本的制度改革によらなければ削減できないため、他の歳出予算が圧縮されることになる。

なお、今回の簡易水道施設資産調査により、財務書類との乖離がどの程度あるか明らかになった。平成 23 年度の簡易水道事業特別会計の財務書類 4 表における資産計上額が 11,533,464 千円に対し、資産調査結果が 11,023,734 千円となっており、5.1 億円の過大計上となっている。また、減価償却費計上額は 4 表が 457,453 千円に対し、調査結果は 465,157 千円で、770 万円過少となっている。

今回の調査結果を今後の 4 表に反映させるとともに、今後、普通会計をはじめとする他の会計においても、資産台帳の整備を経て資産計上額や減価償却費の精度を高めていくことを期待する。

(1) 連結財務書類 4 表の主な作成意義

ア 連結決算の導入

25 会計・団体を含めた市全体での財政状態及び経営成績の把握が可能になった。

イ スtockベースでの資産・負債の把握

ストックベースにより連結の全資産（約 2,316 億円）と負債（約 861 億円）及びキャッシュ（約 72.4 億円）等を明らかにすることが可能となった。

総務省改訂モデルでは決算統計等による算定方法によるが、今後、段階的に資産台帳等を整備して精度を向上させていくことで、実態に合った資産と負債額の計上が十分可能である。

ウ 発生主義による真のコスト認識

企業会計の発生主義により真のコスト（トータルコスト：連結経常行政コスト約 531 億円）や負債等を把握することが可能となった。現金主義では認識できなかった減価償却費や引当金等を把握することができたことで、資産・債務改革に向けての大きな一歩となる。

特に、官庁会計では認識されることのなかった減価償却費（平成 22 年度では約 73.2 億円）は多額のコストであり、公共資産の老朽化への対応や、資産総数、規模、配置の適正化を図る必要性についての意識改革にもつながる。

また、退職手当引当金として、約 68.6 億円（平成 22 年度末）が将来の負債として計上されるが、同じく官庁会計では認識されていなかった（特に、公営事業会計における退職手当引当金（債務）は、健全化判断比率でも把握されてない）。退職給付債務への備えと、給付水準と現役世代の負担の公平性について再考する必要性を示唆している。

現金主義の下では見えにくい、発生主義による多額の減価償却費や引当金や支払利息等を含めた真のコストを認識した上で、今後の行財政運営、政策決定を行う必要がある。

(2) 平成 22 年度連結財務書類 4 表の主な状況

詳細は、財政課作成の資料により既に公表されているため省略する。

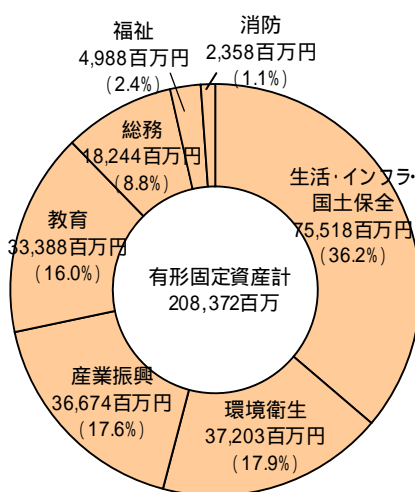
ア 連結貸借対照表について

連結での全資産約 2,316 億円に対し、負債約 861 億円と純資産約 1,454 億円が計上される。資産の内訳は、公共資産が約 2,087 億円、投資等が約 135 億円、流動資産が約 93 億円（内、キャッシュは約 72.4 億円）となっている。

但し、自治体の資産の約 90%は有形固定資産であり、純資産には資産に対する負担である国・県補助金額が含まれるため、民間企業に比べ純資産比率が高くなる。よって、民間企業のように返済能力や投資余力が高いことを表しているわけではない点には留意が必要である。

なお、資産の大半を占める有形固定資産の目的別割合は、下記のとおりである。

有形固定資産の目的別内訳

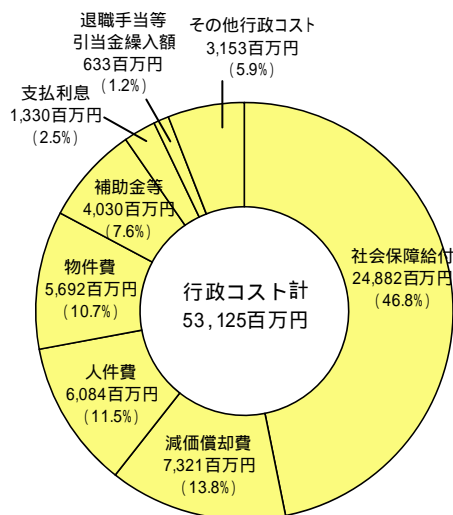


イ 連結行政コスト計算書について

経常行政コストは約 531 億円、経常行政収益は約 159 億円で、その結果、差引き純経常行政コストは約 373 億円となっている。受益者負担比率は 29.9%となっている。

なお、連結経常行政コストの内訳は、下記のグラフのとおりである。

性質別経常行政コストの内訳



ウ 連結純資産変動計算書について

純資産は、約 10.8 億円増加し、約 1,454 億円となっている。

一般財源 220 億円、補助金等受入 155 億円に対し、純経常行政コスト 373 億円が発生しているため、差引で 2 億円が増加要因の 1 つとなっている。

また、その他の要因として 8.7 億円が計上されている。上水道事業における 2.2 億円増加（主に企業債償還による影響）、広域行政組合における 5.9 億円増加（退職手当組合負担金の拠出による同組合への積立金計上）等である。

一般財源のうち、地方税については前年度比で 14,621 千円、0.2%減少しているが、地方交付税については前年度比で 6.9 億円、6.0%の増加となっている。

また、補助金受入額は、前年度比で 271,744 千円、1.7%の減少となっている。

エ 連結資金収支計算書について

経常的収支は約 93.8 億円の黒字、公共資産整備収支は約 19 億円の赤字となっている。投資・財務的収支は約 76.7 億円の赤字であり、翌年度繰上充用額を加減した平成 22 年度の資金額は、約 1.9 億円減少し約 72.4 億円になっている。

資金の減少の主な要因は、公共資産整備収支において 19 億円の大幅な赤字を生じていることなどによる。公共資産整備支出に見合う財源が確保されていないためである。

なお、公共資産整備支出は前年度に比べ 8.7 億円減少している。公共資産整備補助金等支出が 5.4 億円減少していることが主たる要因である。

オ 事業のトータルコストの把握や資産老朽化による維持・更新需要の測定について

「連結財務書類 4 表」の各計算書は、将来にわたる総事業費、新規投資や取替投資の意思決定、税金投入の意思決定等に有効である。

また、中長期的視野にたった場合、財政運営上の最大の課題は、保有資産である道路、橋梁等のインフラ資産や、公の施設等の老朽化に伴う多額の維持修繕・更新需要に係る負担である。

資産老朽化と維持・更新需要を把握する一つの方法は、企業会計の発生主義による試算である。老朽化の目安（維持更新需要、あるいはその先送りかどうかを見る一つの目安）は、耐用年数に基づく償却の割合である。耐用年数を経過すれば、一応更新時期が到来している、あるいは、大規模な維持修繕等が必要と言える。

参考として、財務書類 4 表の有形固定資産台帳をもとに、定額法により償却した老朽化率は以下のとおりである。（ただし、あくまで、総務省の「新地方公会計制度」を活用した試算であり、実際に、後述する金額が将来負担に見込まれるわけではない。）

$$\begin{aligned} \text{資産老朽化率（％）} &= 49.1\% \left(\text{減価償却累計額} \div \text{償却資産取得価額} \times 100 \right) \\ &= 116,513,088 \text{ 千円} \div 237,483,356 \text{ 千円} \times 100 \end{aligned}$$

有形固定資産内訳ごとの資産老朽化率（平成 22 年度）

（単位：百万円・％）

有形固定資産内訳	目的	償却資産取得価額	減価償却累計額	資産老朽化比率
生活インフラ・国土保全	土木費	94,447	39,227	41.5
教育	教育費	39,524	13,304	33.7
福祉	民生費	10,846	6,458	59.5
環境衛生	衛生費	7,164	3,451	48.2
産業振興	労働費、農林水産業費、商工費	62,290	41,997	67.4
消防	消防費	3,150	2,342	74.3
総務	総務費、その他	20,062	9,734	48.5
合計		237,483	116,513	49.1

平成 22 年度決算における普通会計の財務書類における資産の老朽化率は 49.1%で、前年度（平成 21 年度）の 47.8%より 1.3 ポイント進行している。消防施設、産業振興（労働費、農林水産業費、商工費）、環境衛生（衛生費）、福祉（民生費）で老朽化度合いが高くなっている。

償却率 49.1%のため、取得価額約 2,375 億円に対する減価償却累計額が約 1,165 億円発生している。事業費に対する国県補助等の特定財源や起債に係る交付税措置の割合を 7~8 割程度と仮定した場合、減価償却累計額（更新需要を見る目安）約 1,165 億円に対し、現時点において既に 200 億~300 億円程度の維持更新負担が発生していると試算できる。この既に発生している費用に対して、見合いの備えが必要である。

（ただし、財務書類 4 表における固定資産の取得価額は、決算統計上の普通建設事業費の積み上げであることと、決算統計作成前の昭和 43 年度以前の資産は計上されていないことには留意が必要である。）

特に、耐用年数を経過した資産、特に橋梁や学校施設等、市民の安全や生命にかかわる資産について、計画的に維持補修や更新を実施し、その上で、財政を健全化させていくことが大事である。

そのためには、一度に多額の費用や起債の発行が生じないように、中長期的な維持修繕・更新需要に基づく長寿命化などの資産管理が不可欠である。併せて、施設の統廃合等も大胆に進めていく必要がある。

(関係条文等)

・地方自治法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

・地方自治法第2条第15項

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

・地方自治法第199条第1項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

・地方自治法第199条第2項

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

・地方自治法第199条第3項

監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

・地方自治法施行令第140条の6

地方自治法第199条第2項の規定による監査の実施に当たっては、同条第3項の規定によるほか、同条第2項に規定する事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかどうかについて、適時に監査を行わなければならない。

連結財務諸表原則注解

【注解1】重要性の原則の適用について(第二の一及び三)

連結財務諸表を作成するに当たっては、企業集団の財政状態及び経営成績に関する利害関係者の判断を誤らせない限り、連結の範囲の決定、持分法の適用範囲の決定、子会社の決算日が連結決算日と異なる場合の仮決算の手續、連結のための個別財務諸表の修正、子会社の資産及び負債の評価、連結調整勘定の処理、未実現損益の消去、連結財務諸表の表示等に関して重要性の原則が適用される。

【注解2】連結のための個別財務諸表の修正について(第二の二)

親会社及び子会社の財務諸表が、減価償却の過不足、資産又は負債の過大又は過少計上等により当該会社の財政状態及び経営成績を適正に示していない場合には、連結財務諸表の作成上これを適正に修正して連結決算を行わなければならない。

ただし、連結財務諸表に重要な影響を与えないと認められる場合には、修正しないことができる。

企業会計原則 第三 貸借対照表原則の五の2項

資産の貸借対照表価額

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。

連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について

第一 企業会計原則と減価償却

一 企業会計原則の規定

減価償却に関する企業会計原則の基本的立場は、貸借対照表原則五の2項に次のごとく示されている。

「資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、その取得原価を当該固定資産の耐用期間にわたり、一定の減価償却方法によって各事業年度に配分し、無形固定資産及び繰延資産は、有償取得の対価を一定の償却方法によって各事業年度に配分しなければならない。」

これによって明らかなように、減価償却は、費用配分の原則に基づいて有形固定資産の取得原価をその耐用期間における各事業年度に配分することである。